

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和6年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和6年6月18日
9時31分 開 議
於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津 本 ・ 光…………… 101

1. ジェンダー平等推進プランとまちづくりについて
2. 「道の駅なち」について

3番 城 本 和 男…………… 122

1. 本町の空き家対策の状況について
(不良空家等の対策だけでなく町の活性化のために総合的に実施
していくべき)
2. 朝日3丁目の危険な4階建て空き家除去について
(いつまで掛かるのか、町の対応が住民に解るようにしてもらい
たい)
3. 那智山地区のブラッシュアップ、電柱の地中化等を検討できない
か
(様々な観光施策もよいが、本町の観光の原点である熊野那智に
再度注目したい)

5番 藤 社 和 美…………… 134

- ①健康ポイント事業で健康増進や社会参加を
- ②当町の無縁遺体の実状は
- ③防災対策における諸問題への取組み
 - ・ドローンの活用
 - ・井戸の整備
 - ・蓄電池避難誘導灯の整備
 - ・住宅耐震化事業
 - ・備蓄の回転と利活用

11番 勝 山 則 子…………… 150

- ・高齢化社会における地域の環境維持について
- ・役場の窓口に軟骨伝導イヤホン設置を
- ・那智勝浦町成年後見制度中核機関「後見なちかつ」について
- ・今後那智勝浦町として生活支援をコーディネートし、こまっ
た人を支える体制がとれないか

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	曾根和仁
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	加藤康高	9番	松本和彦
10番	津本・光	11番	勝山則子

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

8番	東信介	欠席
4番	曾根和仁	早退 13時29分～

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	堀順一郎	副町長	瀧本雄之
教育長	岡田秀洋	総務課長	田中逸雄
税務課長	増田晋	住民課長	太田貴郎
福祉課長	仲紀彦	こども未来課長	竹原大二
観光企画課長	畑下貴幸	農林水産課長	村井弘和
建設課長	井道則也	参事（消防長）	湯川辰也
教育次長	中村崇	水道課長	楠本定
病院事務長	寺本齐弘		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	寺本尚史
事務局主任	上仲映豪
事務局主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番曾根和仁議長席に着く]

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、今定例会では議会映像の配信の試行として一般質問の様子を撮影しております。皆様の御協力のほどよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（曾根和仁君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

それでは、質問通告に基づきまして質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度が昨年4月に本町でもスタートしましたが、その後の変化というのか、進展はありましたでしょうか。推進プランの、このページ、12ですか、ここには那智勝浦町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知を図りながら、利用したい人が利用することができる環境づくりを推進し、全ての方の人権が尊重されるための施策に取り組みますとあるわけですが、具体的にどういうことで進展があったか教えていただけませんかでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

制度導入後のその後の進展についてということでございます。

制度導入後も当事者の方との協議を行ってございます。御意見等をいただきまして見直しを

実施しております。具体的には、申請手続において、届出の5日前までに事前連絡をお願いしておりましたが、その5日前までを削除しております。そしてまた、宣誓証明書及び証明カードの発行をいたしますが、当初後日交付というふうにしておりましたが、即日交付に変更するなどの見直しを図っております。

今後も当事者の方の御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 前のときは私も、住民課のほうで登録すればそれでいいんじゃないかということでの質問もさせてもらいましたが、そういった検討はなされなかったんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 今、福祉課長もお答えさせていただいたように、要望のあった方々とお話しさせていただきまして、窓口の簡素化という形で改善させてもらってます。窓口については、福祉課のほうに一本化ということで継続して取り組んでいきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 全国的にも早い時期に、また県内では真っ先に2つの制度を導入した本町ですが、それ以後の取組がちょっと私は、やっぱり遅れているのではないかなということが物すごく気になります。せっかく、前のときにも私も言いましたが、ほかの自治体に先んじて取組を宣言したわけですから、この制度を利用するに当たっての簡素化、これが同時期に進んでおればもっとすばらしきものになったということで感想も言いました。私は、宣誓書さえあれば受付の窓口住民課で十分ではないかということを行ったわけですが、先日福祉課のほうに行きまして、私も、全国的には既に同性ペアが事実婚と同じ表記で受けられているという自治体が出てきていたことをシェアしましたが、そういったことについて何か検討されておられることがありますでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議員おっしゃっていただいているのは、住民票への表記の記事の提供のことかなというふうに認識しております。こちらにつきましては、総務省のほうも状況を把握し対応を検討していきたいというふうなコメントも出ておりますので、本町としましては、国の見解、それから他の自治体の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 他の自治体を、もう既にそういうふうにして踏み切ってるところがありますよということで紹介をさせていただいたわけですが、そうであるならばぜひ早急に対応すべきだと思いますが、ちょっとそれが進められていないのが少し残念な気がします。

私、もしカミングアウトの形を取らなければパートナーとして受けられない、行為を認められないのであれば、私はこれが差別を広げることになりかねないという、そういう事態に今入りつつあるというふうに私は認識をしております。現に名乗り出てカミングアウトすることも

できずにいる人もおられます。これが差別を広げることになりかねないという事態になっているわけですが、実は私の教え子にもトランス男性としての人生を選択した人がおまして、彼とは最近全然連絡が取れなくなってるんです。その彼は、私にそのことを伝えに来たときには、もう自信を持って、私今度男として生きていって言いに行っただんですが、やっぱり今の社会っっちゃうのはやっぱりまだまだ偏見は残っております。

ほんで、そういった中でこの、まあ言えばパートナーシップ・ファミリーシップ制度への対応を、先ほど福祉課という形での対応が言われてるんですが、そうやってしまいますと、私はやっぱり福祉の面で見るとかということになってしまって、逆に差別的な偏見を助長することになるのではないと思うんですが、どうでしょうか、そこは。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

制度導入に際しましては、当該制度に関する要綱を作成してございます。その趣旨といたしまして、那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例の理念に基づきというところがございます。あらゆる人権侵害をなくし、町民一人一人が互いに人格や多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するためとしております。その要綱の趣旨から、受付窓口を福祉課とさせていただいております。差別的偏見を助長するものとは考えてございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 確かに今おっしゃられてる中身はよく分かります。だけど、福祉という観点だけでの対応になってしまうと、これは一人一人のやっぱり人権の問題になってくるわけですから、福祉の観点というよりも、やっぱりその人たちの置かれている、まあ言えば自分自身の存在の問題、ここにあるわけですから、ぜひそういったことではなくて、ほかの人たちと同じように住民課の1本で対応できるようにしていくべきじゃないかなと思うんですが、そこらのあたりのことはまだ考えてもらえませんか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議員からそういった意見をいただきましたので、今現状、福祉課と住民課と、そしてまた観光企画課と協力して対応しているところでございますけども、そういった意見いただきましたので、また協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 那智勝浦町、こういったことに僕はつながっていくんじゃないかなと思うんですが、福祉的な観点だけで扱いますと。なちかつうらの5月号に、結婚をはじめ、広報です、ここに結婚新生活始める方への補助金の御案内が出ていますが、この制度、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に該当する人たちは利用できないと聞いたんですが、これはいかがですか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） パートナーシップの登録をされた方の対応につきましては、この事業制度開始前に検討いたしました。当該事業につきましては、国の地域少子化対策重点推進事業の中で地方公共団体が少子化対策の取組を支援する地域結婚支援重点推進事業を活用して実施をしているものでございまして、婚姻が補助要件になっていることから現在対象外とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 既にほかのところではこれを、きちんとそういった補助金の適用も含めて、されてるところが自治体として出てきてますね、新宮なんかもそうですが、何で本町より遅れてスタートしたところがそういった制度で先に進めた対応ができているのか。これは国の少子化対策ということだけの問題ではないと思うんですよ。だから、町民にそういうことで告知をしてるわけですから、そのことを、しないというほうが、逆に先ほどにも言いましたように、私は逆差別になるという、差別の助長をしていくということになると思いますが、そう考えはないですか。そう思っではおられませんか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、新宮でも令和6年度からこの事業を開始をされておるところでございまして。しかしながら、この補助事業、現時点であくまで国の定めた補助事業の内容を目的に沿って実施しているものでございまして、この事業実施が差別につながるというものではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 具体的に対応できてないわけでしょ。その理由がいわゆるパートナーシップだということの問題だとしてんやったら、だったとしたら、これは逆にそのことがあるから認めてないということに僕はなると思うんですよ。だから、きちんとこういって宣言、受け入れるという制度を取ったわけですから、きちんとそこは、例えば町の予算をそれにプラスするとかということも含めて、僕は考えるべきじゃないかなと思うんですが、そういった検討はできていただけませんか、していただけませんか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、この事業については国の内容、目的に沿ってしているところで、年齢制限等も設けているところでございます。この事業自体、実施自体が差別につながるということは先ほども考えてはないということで答弁させていただきましたが、この事業趣旨につきましては、あくまでも結婚に伴う新生活の経済的不安を軽減することにより子育て世帯の定住・移住、そして少子化対策の推進に資することを目的としてございますので、

どうぞ御理解いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あのね、子育て対策とかということになってくると、この同性婚の人たちは子供ができないということを前提に対応するということになりはしませんか。そやから、私はこういったことは丁寧に、それこそ制度を認めていくのであれば、行政側が、その人たちが本当に住みやすくなる町にしていくために、やっぱり早急にそういったことは一つの手を打って、ほんでそういう制度として生かせないんであれば、それなのであればパートナーシップ制度を認めたわけですから、そのことについては受け入れる体制をやっぱり考えていくのが僕は行政の仕事だと思うんですよ。そこはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

そういったことにつきましては、今後国、他の自治体の動向に注視して、今後もまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 早期にこれは対応してほしいんです。でないとうちの町が、これは国会でも問題になってますが、いわゆる同性婚には社会性がないという批判があるんですよ、政府・与党のほうからもね。だから、もし子供対策としてそういうことを考えてあるのであれば、同性婚の人たちには子供をつくる資格がないし、そういうことはできないんだということ行政が認めてしまうことになります。だから、それは早急に手を打って、これは町長を筆頭に考えていただかないと、それこそほんまに差別を助長していく、子ども手当の分として考えてくんであれば、ほんまに社会性がないという、そういう人たちの今のそのことは問題になって、いろんなところで問題になってるわけだから、それは早く取り払うためにも早急に手を打つべきだと思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） いわゆる新婚生活を始める補助金の関係の対象となる方々が限られているのは差別ではないかという御意見でよろしいのでしょうか。この制度は、あくまで少子化対策で国が制度化したものでございます。年齢についても39歳以下の方でございまして、那智勝浦町においては、婚姻届は割と高年齢の方々が多ございます。そういった方々からすれば、議員おっしゃるように、それは差別じゃないかとおっしゃるかもしれませんが、あくまでこれは国の少子化対策の補助金を町としてやっていこうというようなことで始めたものでございます。ただ、全ての方々、いろんな意味で生活しやすい、そういった町をつくっていくのが私どもの役目ではございますので、今回の制度とは別に、また支障があるのであれば、そういったものも解消していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これは、結婚新生活を始める方への補助金の御案内、こうなってるんです。年齢制限のことは別に書いてないわけですね、ここには。それは、具体的にするときには年齢制限があるかもしれませんが、だれども現にこのことで私が申請しようができませんということで、認めてくれませんかということと言われる方もおります。だから、そういう意味では、この制度自身が、やっぱりそうなれば少子化対策だけの人でなってくると、子供ができなければ、なかったらということになるわけですから、それよりも新婚の生活を送る人たちへの支援の問題ですから、それはやっぱり幅を広げて考えるべきじゃないかなと私は思いますよ。だから、ここで、この問題だけで議論をしましてもなかなか進みませんので、ぜひそのことは早急に対応していただきたいと思います。私は、この問題はやっぱり子育ての問題だけじゃなくて、若い人たちが安心してこの町で暮らしていける、そういうことの条件のためにもこれは必要だと思いますので、引き続きいろんなところでこの問題は問題提起をしていきたいと思いますが、できるだけ早急に対応のほうを考えていただきたいというふうに思います。

ほんで、そういう意味で言いますと、この制度の問題は、いろんな意見があるのはもう制度の導入時点から分かっているわけです。そして、それがもしできないのであれば、やっぱりそういうことを早くから検討して行って、いろんな制度を利用していかなければならないと、本当の意味でのそういった人たちへの理解は進んでいかないと。したがって、せっかく制度を取り入れたわけですから、それが逆にいろんなことで制度が利用できないとなれば、本当に逆に差別を広げていくことになっていきますんで、ぜひ早急な対応をお願いしたいということをお願いしておきたいと思います。

これは、私はなぜそこまで言いますかという、やっぱりこれは個人の尊厳の問題だと思うんですよ。すなわち、その人がどういう生き方をするのか、また憲法で保障されているわけですよ、そこは。それは、私自身の生き方は私自身が決める、国や行政に決められるものではない。だから、これは制度の活用もそうだと思うんです。だから、そういう意味で、その生き方を守っていくというのが私は行政の仕事であって、私はそういう意味で、このファミリーシップ・パートナーシップ制度が導入されたことについては大変意義深く思ってます。そういう意味では、ぜひ早急に実施をしていただきたいと思いますが、ほんまに改めて、その検討を早急にお願ひすることができませんか。それだけ最後確認したいと思います。

○議長（曾根和仁君） 津本議員、福祉課、どこですか、答弁は。

○10番（津本・光君） 一番いいのは町長に聞かせてもらうことだと思いますが。

○議長（曾根和仁君） 津本議員、もう一度質問の趣旨をお願いします。

○10番（津本・光君） 早急に、この制度、パートナーシップのそういったことを充実させていくためにも、この制度は早急に検討すべき、したってほしいなということで、それが実現できなければ、私はこれからもいろんな場でそういったことについては提案、問題提起もしていきたいと思いますが、そこらのあたりの早急な対応できませんか。無理であれば無理とってください。私は、子育て世代の支援の問題だけじゃなくて、若い人たちが安心してこの町に住めるようにしていくための、私はこの支援制度だったと思ってますから、ぜひそういう点で、

そういう支援のほうも早急にできるように、パートナーシップで登録しようができるように早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員おっしゃるように、パートナーシップ・ファミリーシップ制度というのは、県内で初めて導入した自治体でございます。その自治体、その制度を拡充なり発展させるという意味がちょっとよく分からないですけども、そういう届出制度ができますっていう制度だと思ってますし、先ほどの補助金の話もそうですが、あくまで子供を、少子化対策の一環としてでございました。そういう意味では、差別って言えるのかどうか分かりませんが、年齢制限とかいろんな制限をしていると、それを差別と言われるとちょっといろんな補助制度が、それは全部、なかなか難しいものになってしまうんじゃないかなと思いますので、それは本当に、差別とは思いませんけど、何かほかを排除するようなことがないように、いろんな補助制度とかは考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ここで、やっぱり結婚新生活を始める方への補助金の御案内となってるわけですね。それやったら、少子化対策の一環としてとか、具体的にあるのであれば別ですけど、これは新婚生活を始める方への補助金の御案内で、なにかつうら広報には出ているわけですから、当然そうならばいろんな制度を利用できるんじゃないかなと考えると思います。だから、これは具体的な形で、現にそういう登録をしてパートナーシップで受け入れられたとなれば、それはそういう制度を受けれる、支援を受けられるということもあるわけですから、結婚祝い金とかそうですね。だから、そういうことも含めて対応をすれば、私はいいいことだと思いますけども、できませんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） この事業につきまして、結婚新生活の事業でありまして、その中で39歳以下の方を対象にということで現在させていただいております。それで、全体的に誰も彼もがっていか、年齢制限等々もお示しさせていただいた中で補助事業を進めさせていただいております。先ほども申し上げたとおり、現時点で国の定めた実施内容に沿って実施しているものでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 御理解していただきたいと思いますと言われても、ちょっと理解しかねますね。

この方は、申出された方は30代の方です。前半の方です。そやから、その人はそういった適用を受けられないということではない、結婚の支援、そういったことができないというわけではないと思いますから、ぜひそれは、そこらをしっかり踏まえて、そういう対策は取っていただきたいなと思いますが、それでも無理でしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 補助金の御案内の中にも、今後も少子化の関係であったり、そういう内容をしっかり周知してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、結婚祝い金とかそういうことは、申請しても駄目だということでしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 結婚新生活の関係につきましては、結婚祝い金というあれではなくって、生活を始めるために引っ越しであったり、リフォームであったり、家賃、そういったものに対する補助となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、具体的にそういう申請があったときにはどういうことできるんか、きちんと相談に乗ってあげて、僕は対応してあげるのが行政の仕事だとは思いますが、だから、そのために僕はファミリーシップ制度やパートナーシップ制度が県下を切って先にやったということの中身は、僕はそういうことだと思うんですよ。それができないのであれば、そういうことだけ決めて、ほんで後は勝手にしなさいというようなことでは、僕はこの本質は生かされないと思いますが、それは、もうどうお考えでしょうか言ったって、それはちょっと答えにくいと思いますんで、意見として述べておきますが、私は引き続きこの問題やりますんで、今回はここで止めておきたいと思います。

といいますのも、これだけで時間を取るわけにはいきませんので、もう既に30分たってますんで、そういうためには、国際的にはもう既にこのLGBTは英語圏で使うそうですが、国連とかのそういう組織の中では、もうSOGI、SOGIEという、そういう言葉を使ってるそうです。だから、LGBTだという言葉を使ってるのは英語圏のところだけで、そしてその中では、SOGIというのは、セクシュアルオリエンテーションジェンダーアイデンティティーということで、その頭文字を取ってるわけですが、差別の禁止や安全の確保をうたって、性的指向と性自認の在り方をめぐって何人も不利益を被ってはならないというのが、この国際人権の感覚、仕組みである、そういう点で本町もせっかく出したわけですから、そういう観点に至って行政を進めていきたい、このことを最初に申し上げておきたいと思います。

ほんで、そういう意味では推進プランのこの策定の中で、そういう意味でもこういうジェンダー平等の問題が、推進のプランが出されたのは、全国的には早くつくられたと私も思います。しかし、この問題での、ちょっと私もこれから質問に入りたいと思うんですが、このプランを推進されたのは、進められたのは、前の課長が中心になって多分進められたと思うんですが、そういう意味で本当は私はその課長ともここでできたらいろんなことを議論をしたいなと思ってたんですが、残念ながらもう県のほうに戻られましたんで、代わって新しい課長に答えてほしいと思うんですが、この推進計画の中に、推進プランですか、町の職員が入ってな

いんです。それから、ぱっと見たんですが、どなたが責任者かというのちょっと分からないんです。だから、そういう点でちょっとどなたが責任者で、町の職員の関わり方はどんな関わり方をしたのかということを知りたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

令和6年3月、今年の3月にできた那智勝浦町ジェンダー平等推進プランについてなんですが、まず策定に当たっては那智勝浦町男女共同参画計画策定委員会設置要綱に基づきまして、委員の任命につきましては学識経験者、各種団体、その他町長の必要と認める者となっております。その決まりの中で任命を、策定委員を担っていただいたところです。計画づくりについては、住民からの積極的な計画に対する意見を受けて策定することが望ましいと考えた上での委員の選考となっております。策定委員の選定については、要綱に基づき、那智勝浦町役場の責任としてお願いをしているところであります。役場の職員については、事務局として庶務の業務に当たっておりまして、意見調整を行う業務に当たりました。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） せっかくこういうのを丁寧につくっていただいたんですが、今年このあれが、6月に、今は、4月当初ですよ、この問題が報告されまして、私もすぐ目を通してもらったんですが、この中で数値目標はちゃんと出ているんですが、それを実現していくためのロードマップ、これが具体的に何もないんですね。であれば、それがどういう形で今年は取り組まれて、また来年はこういう取組をしていきますよということでは、これの課題は明らかにされておりますが、ちょっと分かりません。そういう点で、具体的な施策を進めていくに当たってのロードマップがないのが非常に気になりますので、やっぱり早急に計画を、何年度でどういう計画をしていくということで、これは多分5年計画ですよ、その中で、ぜひその年度年度の計画をこういうふうに進めていきたいというのを出していただきたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

御指摘のとおり、プランのづくりについては具体的な政策も書きつつ、将来の令和10年度の数値目標ということで、その間の細かい計画、ロードマップが必要ではないかというような御指摘かと思えます。

その計画ができたばかりなのですが、男女共同参画の取組については、このプランができたから始まったというよりも、これまでも平常業務の中で推進しておりました。そこら辺のノウハウについては、各課の取組の中で蓄積されたものもありますので、今回プランをつくったということで、そこを補強していくようなプラン、そこをすり合わせしながら、今までやってきた業務をさらによりよいものにしていくという役割があるのかなと思いますので、計画については、ひとまずは各課のほうで考えて今実行をしていただいていますし、この令和10年の目標に

向けて取り組んでいるところでありますので、そのプランとしては、進行状況についてもヒアリングを行いながら確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 担当課は、これらについては担当の課が担当するということが出てるんですが、その課でのそしたらそのプランとか、そういうのがまだ見られないわけですね、そういう意味では、この作業をやろうと思ったら大変だと思うんです。だから、そういう意味でぜひ皆さんの知恵と力を合わせてそういうプランを早急に立てていただくことが、これはもう役場中心しかやっぱり取り組めないで、これでそれをしていかないと進まないと思います。そのためにも、ぜひ取り組んで、計画を立てて、早急にプランを練り上げて、こういう機会に、議会のときにですね、今年はこのプランで行きますよ、来年ではこのプランで行きますよというようなことを出してもらえればありがたいと思いますが、その点はどうか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） その点、各課での課題を解決するために、そういう実体的な事業計画が、お見せするようなものをつくっていくのが最適なのかどうか、なくてももちろん事業としては進みますし、効果的な事業を進めていくわけですが、その点について、必要に応じて検討していく必要があるのかなとは思いますが、今策定終わったところなので、もう少し課題のほうを見極めていきたいと思っている段階です。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 策定されたばかりだというのはよく分かります。けども、その策定するときは、第1段階として、最初はこれでまずスタートするというようなことが僕は必要じゃないかなと思います。そうしないと、5か年のプランは具体的にはないわけだから、それを一刻も早く進めていく意味でも、僕はこうして、このジェンダーの問題、平等の問題では、いろんな関心があります、関心というよりも大事だと思ってますんで、これについては随時どう検討されてるかということは、ここで聞いていきますんで、ぜひいろんな面での対応をぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

そのときに、私、これを読んで気になったのは、職員さん自身が自らの壁を明らかにしてないという、だからこの職場としてどういう状態なのかということが把握されていないということであってちょっと見て気になりました。やっぱり、そういうふうにしていかないと、本気というか正面に据えた取組にはならないのではないかなと思うんですが、ぜひ職員さん自身がこういった課題を自らの問題として明らかにしながら取り組んでいくということで、ぜひ具体的なプログラムを考えていただきたいと思います。

私、そういう点で、これ、ここに豊岡メソッドという本があるんですが、これはジェンダーギャップの解消を目標にして、自治体で取り組む、この豊岡市の取組が紹介されています。こ

れは吾妻議員に教えてもらって、早速購入してきて読んだんですが、ここで書かれていることは、豊岡市は若者が逃げ出す過疎の町として、これを何とかしたいということで取組をスタートしたと、ジェンダーギャップとガチに向かい合って取り組んでいたという報告がここでずっとこんだけの本になってるわけですね。ここでは、全てコンサルに依頼するのではなくて、役場職員が中心になって地域おこしの協力隊の協力も得て、幾つかの観点から様々な問題を取り上げております。ほんで、その中には市職員の意識調査、キャリアデザイン職員のヒアリングというようなことも含めて、様々な取組がされております。ぜひ、そういった取組の結果、この豊岡市のほうは、人気の移住先ランキング、それから住みたい田舎でそれぞれ全国的にランキング1位を取るというところまで至ってるそうです。移住者の取組も、Uターン、Iターンの移住者だけで考えていくのではなくて、ここでは妻ターンという、奥さんのターンですね、Uターンですね、という取組でも成果を上げているということがここで報告されております。ジェンダー平等の観点から、嫁ターンじゃなくて、言わずに妻ターンと呼んでるそうですが、ここまで徹底してやってるわけです。そういう意味で、後でまた私の知人で、この妻ターンで勝浦に移住してこられた方もおられますが、その方の声は後の道の駅のところ問題のときに、その方の声も紹介したいと思います。

そして、次の質問ですが、職場の職員さんの問題を考えていくということで、前にも質問している会計年度任用職員さんの人数が職員全体の42%、そのうちの82%が女性だという、もう一度確認しますけども、そこらで確認間違いはないですね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 令和6年4月1日現在の会計年度任用職員数でございます。病院職員を除きまして190名、男女比は男性34名18%、女性は156名82%となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、前回のときもそうですが、会計年度任用職員さんのベースアップの問題と合わせて、4月遡及の問題も2回に取り上げてきました。会計年度任用職員さんの問題もちろんですが、あんまりそれだけでなく、この問題を取り上げる私の背景といいますか、このようなジェンダーギャップをなくすということがあります。ジェンダー平等という視点でこの問題は多分まだ認識はされてないと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） ジェンダー平等ということでは検討はしてございませんが、人事院勧告の4月遡及についてでございますけども、3月議会で御説明申し上げましたけども、令和5年度につきましては会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、給料表の改定が行われるときは翌年度から適用するという規定であったこと、それから任用時に取り交わす給与等の勤務条件通知書に年度途中での給与改定を明示していないことから、遡及は行いませんでした。しかしながら、議員からの御指摘にもありましたとおり、国の通達で正職員に準じた対応が求められていることから、令和6年度からは条例を改正し、任用時に給与改定の際

は遡及適用することをお示しして、遡及適用することとしております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これは前のときも言いましたが、ほかの市町村では現実に上げてるわけですね。そこは多分条例改正とかそういうことをやって上げたんだろうと思います、4月遡及に持っていったんだろうと思いますが、それがうちの町ではできなかったのが非常に残念だという気がします。

この推進プランには、ページの16ページですか、16、17ページにこう書かれているんですね。まずは、庁内における女性管理職を増加させるための取組をします。これは私も調べましたが、確かに女性管理職は国や県よりも高い水準となっております。だけど、私は、今本町が考えていかなければならない問題は、女性管理職の、ここで、またそれから各種ハラスメント防止に努めながら、女性が積極的に手を挙げるができる環境を整備しますということで書かれてるんですが、それだけではなくて、やっぱり公務労働の中で一番問題になってるのが、やっぱり女性の非正規職員の会計年度の雇用の問題、これが全国的にもやっぱり大きな問題になっております。それがなぜか、私は本町でも問題にしたいのは、この働き方改革とかということなのでこの問題が採用されているんですが、実はさっきの数字にもありますように、82%が女性なわけですね。そういったことを鑑みますと、やっぱり実はこれは女性をコストカットに利用しているだけのものではないかというふうな気がするんですが、その認識は、前のときも言われておりますが、もう一度確認したいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 会計年度任用職員の登用に当たりまして、募集や任用を男女で分けることは行ってはございません。また、待遇の差もございません。応募者の割合によってこのような割合になっているものと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） しかし、非正規公務員の給与の問題、これはジェンダーギャップが激しいということで指摘をされています。給与が、男性の正規職員の4割しかないということも国会でも明らかにされております。コストカットでないというのであれば、やっぱり職員の数がそれで必要であれば、正職員として毎年少しずつでも採用を考えて、計画的に正職員への配置を考えていく必要があるのではないかと私は思います。それでなくても会計年度任用職員さん、単年度の任用なんで、恐らくいつ辞めさせられるんじゃないかなとかということで不安ではないかと思えます。そういったことも考えることで、私は会計年度任用職員さんに正職員として採用の道を開くというんですか、そういうことも検討しなければならないと思うんですが、そういった要望を聞くとかというようなことは今までの取組ではされてないんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 会計年度任用職員を正職員へ任用替えを考えるべきではないかという

御質問でございますが、そのまま任用替えをするという仕組みは公平性の観点からあってはならないものと考えてございます。正職員の募集に関しては、年齢制限、地方公務員法の欠格条項に反しない限り誰もが受験できるものとなってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 必要な職員だから結局そういうニーズが措置されてるわけですね。結局、採用するときに、そしたらそういった人の数も含めて採用、募集を考えておられますか。多分してないと思うんですが。だから、いわゆる会計年度任用職員さんの数を除いて必要な方を応募してるということではないかと思いますが、そこらは違いますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 職員の定数でございますけども、これも条例で定められてございますので、職員の採用に際しては、そういった年齢に偏りが生じないように、計画的な採用となるよう考えて採用してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） けども、現実には42%の非正規の職員さんがおられて、そのうちの82%が女性だという状況があるわけです。そういった意味で、そういったことを改善していかなければ、やっぱりこの女性職員さんが困っていても何も取り上げないということが、私は現実の問題として出て、それで、例えば会計年度職員さんの4月遡及が実施されない、けどもそれにいろんなことを気持ちとしては持っても、それを言うても仕方ないというか、それを言うんだったらもう辞めるよりしょうないかなとかということが、そういった会計年度の職員さんの中に出てくるのではないかと思うんですが、そういう意味で、そういったことがやっぱりジェンダーギャップの問題で、その指数の問題が国際的に取り上げられてるわけです。だから、そういうことで、しっかりとその対応を、職員の定数の問題もありますが、けども、それ以外に、そしたらその方たちを採用してるわけですから、そういったことでの業務がそんだけ大変で必要であれば、そういった対応をやっぱり考えるべきじゃないかなと思いますが、そこらはどうでしょう。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

会計年度任用職員の待遇についての御質問でございます。

会計年度任用職員の待遇には男女の差はございません。また、あってはならないと考えてございます。

私たち自治体職員には、正職員、再任用職員、特別職、それから会計年度任用職員といった制度がございますけども、それぞれ地方自治法、地方公務員法、町条例等に基づいて適切に運用していると認識してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 何で私ね、ジェンダーギャップの問題がそういったところ出てるのか、日本はこの間も、先日ですね、ギャップの指数が146か国中118位ですか、ギャップ指数が、そういったことも報告されております。そして、経済的なギャップ指数となると、またそれよりも今は120位ですか、ぐらいで、さらに低くなります。そういった日本の女性がそういう状況に置かれてるということで、私はやっぱりそういった問題を取り上げていかないかと、それは行政がやっぱり中心になってやっていかないけないんじゃないかなというふうに思います。必要な職員だから措置されてるわけですから、結局それをしないというんですか、できにくくさせているのは、やっぱり男は仕事、女は家庭という性別の役割分業、これがあるということは、女性の雇用の条件には結局扶養されるという形の前提が一定あって、だから家計を補うということでのジェンダーギャップの指数があるんだと思いますよ。だから、そこをきちんと見て対応していかないと、そうしないと女性の働き方改革の問題で多分言われると思いますが、それだけではないということで、家庭の中での補助的な家計を支えてくれるという役割が、そういう風習というのがやっぱり僕は日本の中では残ってると思いますよ。それは現実問題としてあると思います。そういう意味で、このジェンダーギャップ指数を受け止めてどう考えていくかということが一番大事かと思いますが、このジェンダーギャップの指数でいろんなこと取組の考えをぜひ進めていっていただきたいなと思います。この問題はどこの自治体でも同じような状況だとは思いますが。だから、女性の職員さんがそういったことで困っていても、僕は逆にそういったことが問題になってないこと自体が、職場の在り方としてはやっぱり疑問に思います。ぜひ、そういう点で改善を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、時間のほうもありますんで、女性が安心して働ける地域や社会をつくっていくために、私は、病児保育の問題が、この間新宮市のほうで要望書が出されていたということが熊野新聞で報道されてました。私は、これを1期目の町会議員選挙に出た後も、その問題で取り上げているんですが、ジェンダー平等を考えていく上で女性が安心して働き生活できる環境をつくっていく、そういう意味で、この子育て支援の取組として、この病児保育の問題も少しは考えていく必要があるんじゃないかなと思います。そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

子育て世帯の方々が安心して子育てと仕事を両立させることができるよう、その支援として病児保育の取組は重要な課題であると受け止めてございます。ただ、病児保育事業を実施するに当たりまして、本町には小児科クリニック等がないという、そういったような大きな課題もございます。県下でも、地域性は異なりますが、ほかの市町村の取組、実施内容を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 隣の串本町は小児科もありますんで、そこでは既にそういったことが実施されてるということも聞いております。だから、前のときに私、1期目のときに取り上げたやつは、日高町のファミリーシップ制度の問題で取り上げております。それを例えば民間に委託していくということも含めて、そういった制度を紹介したわけですが、安心して女性がこの地域で生活し、頑張っていけるためには、そういった制度も私は大事だと非常に思っております。ぜひ、そういった取組を、ほかの自治体の様子も見ながら、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと、病児保育もそうですが、あと病後児保育という病気をした後、体調が少し整うまで保育所に預けたいとかということの、ここも含めて、病後児保育というのもありますんで、そこらもぜひ今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つですが、私は女性が安心して働ける地域社会をつくっていくために、もう一つはやっぱり、先ほども言いました病後児保育の問題と、それから生理の貧困の問題が全国で今問題にされております。ほんで、残念ながら、内閣府の共同参画局で調べてみましたら、独自の取組をしている自治体、779団体ですね、これを印刷してみましたら相当の、資料、こんだけになるんですね、それだけ全国的には取り組まれているということです。この生理の貧困の問題は、残念ながら和歌山県は全国的には下から4番目、一番できてないところが富山県、それから福井県、北海道、その次に和歌山県で、生理の貧困の問題が社会的な貧困と関わって、経済的な理由で生理用品を十分に入手できないということがあって、支援を求める声が高まって、自治体として生理用品の無料提供なんかの取組が行われているということも増えてきて、ほんで既に東京都では9月から全ての都立学校で女子トイレに生理用品を配置するということが決められて取り組まれているそうです。そういった意味で私は、このジェンダー平等の観点からも、こういった生理の貧困の問題をちょっと考えていく時期に入ってるんじゃないかなという気もするんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えさせていただきます。

生理の貧困についてでございます。

学校への配置に関することについてはですけども、学校のほうに確認したところ、保健室に生理用品を備えておるんですけども、現状ほとんど需要がないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういう問題を、広報というんですか、そういうのを徹底していかないとなかなかそういう問題は、特にそこまで自分で今日生理やいうのが分かりますから、そこらまで言いながら、取りに行くのに対して抵抗がある子供さんもおられるかも分かりません。そういう意味で、そういうジェンダーの視点に立った取組はいろんなところでこういう研究されておりますので、ぜひ考えて、今後も検討していただきたいというふうに思います。

そして、先ほども言いましたように、ぜひ病児保育、病後児保育の問題、そして今の生理の

貧困の問題も含めてですが、ぜひ今後とも検討していただきたいというふうに考えます。

私がなぜここまで男女平等、ジェンダー平等の問題にこだわるかと言いますと、こういう事例を私は前回の議員してるときに知ってちょっと驚いたわけですが、これは5年前にも取り上げております。今回も、再度ちょっと人口動態を住民課のほうで調べていただけないかと行って調べてもらったんですが、私は、高齢者の方が亡くなるのが人口減少に大きく影響するというふうにはずっと思ったんですが、そうではなかったの、すいませんけれども、25歳から34歳までの子育て世代と言われる年代の人口推移、これを令和2年から5年度、今年度の1月1日時点での自然増と転出とでどうなっているか、ちょっと答えていただきたいんですが。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 人口の状況です。令和2年4月現在、議員おっしゃいました25歳から34歳の方の人口は893人、令和6年4月1日現在、25歳から34歳の方は752人、141人の減少となっています。こちらについては、出生数の減少っていうのが主な原因かなというふうに考えております。また、令和2年4月1日、25歳から34歳、893人の方が、4年後、6年4月現在っていうのは29歳から38歳になっております。こちらの方の人数を比べますと66人の減、こちらについては、社会的要因が主な原因の減少かというふうに考えております。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私もここで住民課からいただいた資料を見て驚いたんですが、高齢者の方はこの5年間でやっぱり自然増というんですか、80代、後期高齢者も増えておりますので、80代以上が182人の自然増となっています。ちなみに、先ほど答弁にありましたが、141人の自然減が25歳から34歳までということで、この5年間でそんだけ減ってるわけですが、この中で、転出で、男女別で調べてみましたら、男性が15人、女性が28人となっています。5歳から10歳の人口の自然減が106人で、うち17人が転出をされているというふうに、この数字で見ても思ったんですが、そういった点で、こういう減少が続いていることについては、私は何らかの手を打たなければ、いろんな以前の取組をすることで、給食費の無償化の問題やいろんなことでやってきたとは思いますが、そこらのあたりの調査というんですか、転出されてる、個人情報にもなりますが、そこらでどういった今まで対応を考えられたというようなことはありますか。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） すいません、調査に関してですけど、議員がさっきおっしゃいましたように、プライバシーの問題等もあり、現在のところ転出の理由を聞くような調査は行っておりません。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 個人情報にも関わりますんで、例えばアンケートでお答えいただけるような形で考えていくとかということも含めて、どういうことで転出をされるのかということ、やっぱり我々もいろんな意味でつかんでおかなければならないと思います。やっぱり、25歳から34歳ですか、子育て世代の転出は、やっぱりそれが出れば子供も減るわけで、ぜひ、

先ほども言いましたが、ジェンダーギャップの問題も受け止めながら、この問題をぜひ考えてほしいなというふうに思います。

もう一つ、それと、これは前回で、前々回と高齢者の加齢性の難聴者の補聴器購入の支援制度、これは既に新宮市のほうでは実施されておりますが、これからは、高齢者の方の認知症、6.7人に1人が認知症になる時代が来ると言われております。3人に1人とされる専門家の方はおられますが、その対策としてやっぱり軽度の認知症の、特に軽度の場合に治療しておけば治る可能性もあるというなこともこの間言われてるのを聞きましたが、そういった専門家もいるわけですから、認知症の予防には早期発見、早期治療という意味で、ぜひこの問題を、住民の声を大切にすることで、本町の行政のさらなる取組をぜひしてほしいなというふうに思います。

次に、最後になりますが、道の駅の問題で、ちょっと最後に取り上げていきたいと思いません。

私は1期目のときにも、2016年、それから6月と9月議会の2回にわたって道の駅の問題を取り上げてきました。1回目のときは大辺路ルートの世界遺産の動きを受けて、世界遺産の入り口または中継点としての位置づけと取組の重視と、それから丹敷の湯、資料館を含めた営業努力について取り上げたんです。というのも、そのとき本町の道の駅は正月休みでしたが、北山村の道の駅は正月の営業もされていました。そういう意味で、道の駅のその営業の問題も1回目のときに取り上げたわけです。2回目は、道の駅と世界遺産情報センターの位置づけ、この問題で、文化遺産も含めた那智勝浦町の情報提供についての問題と広域連携もこのときに取り上げました。そのときのリピーターや滞在型の宿泊客を呼び込むための情報提供もということで、ここでも呼びかけたんですが、それが進んだようには思っておりません。そんなときに、正月早々丹敷の湯の閉鎖の問題が出てきまして私も驚いたわけですが、この報告書も持ってきたんですが、ちょっと報告書のほうには残念ながら、その常任委員会のときにこの報告書を出されたんですが、その報告書が当局のほうにすぐ回収をされております。そういう意味で、私は何でと思ったんですが、道の駅やエリア全体の問題、プロジェクトチームだと聞いておりましたので、また改めて出てくるのかなと思ったんですが、先に丹敷の湯の閉鎖だけが大きく出てきました。仕方なしに私は開示請求をして、今手元にその問題を書いたやつを持っておりますが、ちょっと向こうの後ろのほうに直しておりますので、ちょっと自分の席のほうに直しておりますので、ここには持ってきておりませんが、私はそのときに、道の駅のエリアの全体が問題だと思っていたんですが、新たに出てきて、それで開示請求をしたわけですが、逆にそうじゃなくて、丹敷の湯の閉鎖の問題だけが先に出てきたわけですね。ほんで、それを読んでみてまして、私は何か丹敷の湯の閉鎖を打ち出すためのこれはプロジェクトチームやったのかなというふうにしちちょっと捉え切れませんでした。そして、世界遺産情報センターのほうも大門坂でのリニューアル、これを打ち出すための方針に基づいて、この場所の選択とかも言われてきたんじゃないかなということで、ちょっと疑問に思ったところがありますが、そこらはいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 報告書の内容が丹敷の湯閉鎖前提ではないかというところですが、そういうことは一切ございません。今回のPTにつきましては、道の駅なち全体の今後の在り方を検討するために組織されたものでございまして、各委員の皆様方からは広く御意見を頂戴したと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） といいますのも、ここの報告書の、ちょっと今私の座席のところに置いてるので、ちょっとここにはないんですが、持ってきてないんですが、報告書を見てみますと、経営が厳しくなったときのものが大体資料として出されてるのが主になってるわけですね。採算が取れていた時期の取組のそういった資料は全然ありません。そして、まして私は午後3時から8時までの5時間だけの営業では到底収益はあげられないと思います。そして、継続すると決まった後の営業についてもそうですが、私たちも世界遺産登録20周年で曼茶羅の道を歩くこともやってきました。4月18日に6人の議員さんで一緒に行ってきたわけですが、帰ってきた後、せっかくだから風呂に入ろうと思って回数券を頼んだら、役場に問合せせないかんといいまして問合せしてもらいました。そしたら、回数券が来年3月31日の日付を打っていないので発行できませんという返事だったです。もう1か月もたってるんですが、そのときに。再開してるのであれば、私は少しでも営業努力をすべきだと思ったんですがそれは、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

回数券の準備につきましては、大変準備のほうが遅くなりました。利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことのないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そして、そのときに、これ、質問する事項は渡したと思うんですが、その回数券を今まで使ってるときに日付が入ってなかったら販売はされてなかったですか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

従前の回数券については使用期限の印字等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、私はその1か月、本当にそういうことを、利用する人もその回数券を買ってなかったという人も、私に言っておられた方もおられました。だから、そういう意味では、私は営業努力はそういった中できちんとすべきだという、それが前回のときに修正

案の通った中身だと思えます。

そして、次に、私ちょっとびっくりしたんですが、その後に町が発行した丹敷の湯の営業再開の継続の回覧ですけども、これが全く、ちょっとその資料も後ろのほうに置いてきておりますんでありませんが、かなりばんばんと短い言葉で書かれているのでちょっとびっくりしたんですが、私も朝日区の総務の仕事をしておりますんで、回覧は毎月のようにつくっておりますが、一字一句をやっぱり気を遣っております。この営業継続の回覧のあった部分ですが、これの内容を見てもみますと、やっぱり非常に切捨てる的な、私はいふふうな感じがしたんですよ。特に、この回覧については、議会のほうで反対があったから、議決があったのという書き方もされておりました。そういう意味で、その際にそういった形で表現されたことに私は本当に驚いております。道の駅エリアの問題を考えるに当たっては、私はプロジェクトチームがそういう意味で組織されたんだと思いますが、ワーキンググループやワークショップといった、そういった取組の仕方もあるわけで、長期的なことを考えていくときにそういったことが検討されなかったのかなと、道の駅エリアのリニューアルとしてそういう取組も必要だったと思うんですが、考えられなかったのかなということで質問したいと思えます。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 今の問いですが、ワーキンググループやワークショップの段階で、PTではなくて、そういう段階で議論できなかったんだろうかなということだと思えます。こちらにつきましては、今回のPTの検討につきましては、報告を出すまで10か月ほどというところもございました。時間的に余裕がございましたので、報告書にありますメンバー構成としてPTを立ち上げ、検討したところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は、PTはやっぱり長期的な課題を取り扱う、そのために具体的に長期間をかけて検討していくというのが、私はPTの、プロジェクトチームの役割だと思うんですが、だから長期的な見方だからこそ、その間にそういういろんな意見を取り入れていくという意味でのワーキンググループやワークショップのこういった手法も非常に大事だと思うんですが、私が一番怖いのは、座長が副町長ですね、これ。ワーキンググループ、そういった、のような、そのわけにはいかないわけです、座長が副町長になりますと。だから、そういう意味では、ほんでそこに出席されてるメンバーも大体管理職だということになってきますと、自由闊達な討論というのは非常に難しくなると思えます。それで、丹敷の湯の問題が緊急性を要したのであれば、そういう討議を進めていく過程の中で、早い段階からワーキンググループやそういうワークショップの手法も取り入れながら考えていけばよかったんじゃないと思うんですが、そういった手法はそのときは全然考えられなかったですか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 先ほども申し上げましたとおり、この道の駅の問題につきましては、長年いろんな形で検討した結果がなかなか前に進んでいないという状況がありました。今

回、PTの立ち上げとなりましたので、先ほど申し上げましたように、10か月ほどで報告を行うというところ、後ろを決めてPTを立ち上げましたので、こういうメンバー、こういう構成でなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だけども、やっぱり座長が、私先ほども言いましたが、副町長だということ、やっぱり最終的には、その方向性を決めていくときに、やっぱり座長のあれっちゅうのが非常に大きくなってしまおうと思うんです。だから、副町長は、町長の意向抜きには判断はできないだろうし、そういう意味で座長を考える場合でも、もっとほかの人がやれるような、本当に自由な、闊達な議論ができるような方向でぜひ検討して行ってほしかったなと思うんですが、そういう手法をぜひ今後考えてほしいなと思います。やっぱり自由闊達に立場、課を超えて、立場も自由に、いろんなことで若い人の意見も取り上げる、そういう方法のこともこれから考えてほしいと思うんですが、この方法はやっぱりコンサルを、この間の費用の、この間のあれで出されまして、私も賛成をしたんですが、そういう人たちの声、そして2つの、この前に、この報告書のほうでは、ちょっと今手元がないんで申し訳ないんですが、報告書のほうには、多分2つの事業所、コンサルにも入ってもらっていろいろ評価を受けてますよね。その中では、多分丹敷の湯の問題については、その2つとも丹敷の湯の活用を提案して報告がされたと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 報告書の中身で、コンサルのほうから丹敷の湯の提案があったということですが、確かに丹敷の湯を活用してというところでありました。丹敷の湯、その文面でもあろうと思いますが、丹敷の湯はやっぱり赤字で続いている、それを補うためにブルービーチ那智を使ってグランピングやその他の収益で丹敷の湯の赤字を補填するというような報告があったかと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこは、私は、いろんなそういうところの経営の仕方には、私は素人ですが、やっぱり赤字があればほかのところを補填するというところでやっていくべきだろうと思います。私は、やっぱり温泉の町で、そういう公営の温泉浴場もないというのは、これはちょっとやっぱりどうかと思うんですよ。やっぱり本町は温泉で支えられてた町でありますし、ほんでそういう意味で温泉で得た収益、これは公益だと、同じだと思うんですが、収益で、それを町民に還元していくというためにも、ぜひそうした……。

○議長（曾根和仁君） 10分前です。

○10番（津本・光君） はい。丹敷の湯の在り方を考えてほしいなと、私は、そういう意味でも必要だというふうには思っております。だから、そういうことを含めながら町民の皆さんとしっかり話し合いをしてほしいわけですが、実はそのコンサルを使う場合でも、活用する場合

でも、そういった若い人たちの意見とか、それから地元の意見とか、そういうことも含めて、その検討をしていってほしいなと思うんですが、そういった、それともう一つ、先ほど言いましたワーキンググループ、そういったグループやワークショップみたいな取組をしながらコンサルの意見も取り入れてくと、やっぱり地元の雇用を一番しっかり大事に取り組んでほしいなというふうに思うんですが、そこらはいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

丹敷の湯を前提ということと、また地元、若い人たちの御意見を取り入れるというところであらうかと思いますが、今回、先日御可決いただきました委託契約につきましては、道の駅なちが地域における活性化の施設となるべく、専門家の支援を受け、道の駅の再生に向け取り組んでいく支援でございますので、そこは丹敷の湯存続ありきではございませんが、もちろん全体を通しての検証、これから課題を見つけ、再生に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、それに関しましての関係者への意見聴取でございますけれども、当然地域の方々はじめ、いろんな関係者には声を聞く機会を設けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私も浜ノ宮の人と話をしたときに、もし道の駅がなくなってほかのどこに行ってしまうとなったら、この浜ノ宮の地域が寂れてしまうのではないかというふうに心配されてる住民の方もおられました。私は、熊野古道の重要な中継点だからこそ、逆に那智を那智山への入り口に考えるぐらいのことをしてもええんやないかなということで、そういう意見も述べられる方もおられました。そういう意味で、世界遺産をそういった意味で保護していくということで、ぜひ、コンサルのほうに依頼するにしても、そういった住民の声、先ほども言いましたように、住民の声をしっかり聞いて取り組んでいただきたいと、そのように思います。

私は、そういう意味では丹敷の湯は、先ほども言いましたように、町が温泉で助けられてきた、支えられてきた部分があるわけですから、それはしっかりと町民のほうにも返すということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、先ほど紹介しました、妻ターンでこちらに移住されてきた方、この方の声を紹介して私の一般質問を終わりたいと思います。

その方は、このように申しておりました。私は海なし県の埼玉から妻の実家のある那智勝浦町に移住してきました。ある日、道の駅に行ってびっくりしました。海なしで育った私にとっては、海を見ながらお風呂に入れるのは最高なお風呂です。友人が来たときは、温泉の町勝浦の自慢として勧めています。私が思うところ、広報が弱いのではと感じています。ああ、来てよかった、ああ、また来たいと言われる町にしてくださいというメッセージをいただきました。

た。

ということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

あと、すいませんが、その住民の声をしっかり取り入れて、受け入れてやっていくという点での最後にちょっと答弁だけお願いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 最後、道の駅につきまして、先日、令和6年度補正予算、御協力賜りまして本当にありがとうございます。本当に道の駅を、本当に来てよかったな、また行きたいなと、そういう道の駅にしていきたいと思いますので、様々な御意見を聞きながら道の駅の再生に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時56分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、3番城本議員の一般質問を許可します。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、空き家対策についてであります。これにつきまして昨年、私、3月に質問させていただきました。この老朽化した空き家は、衛生面、景観の面での悪化につながるだけではなく、地震による倒壊、そして火災の危険性、防災、防犯面におきましても地域の住民の方々に悪影響を及ぼします。先日の報道では、和歌山はもうこれ空き家率が全国で1番、本町はその仲でも非常に高い状況だと思います。残念ながら、この空き家問題の先進地になってしまっているような状態です。

この空き家対策の担当、これは建設課のほうだと思うんですが、非常に状況のよくない、危険な特定空家、これについてはまた後からまた聞かせていただきますけれども、特措法に基づいて粛々とやっていかなければならない。そして、町も独自に、この一歩手前の空き家、不良空き家について除去の補助金3分の2、上限50万円、特措法の勧告の前にこの解体を促すというものなんですけども、これについて、やっぱり今年も12件が計上されています。まず、この補助金、この数年の活用状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

不良空き家の実績についてということだと思います。この事業は、令和2年度から実施しております。実績につきましては、令和2年度11件、令和3年度10件、令和4年度7件、令和5

年度10件、計38件実施しております。そして、今年度につきましては、上限を50万円とすると12件を予定しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 2年度から実施して、徐々に件数も増えてきて、12件予算計上されているということですね。

前回は私申し上げたんですけども、私はこの制度だけで足りるのかなと思っております。人口減少と過疎化、町内の空き家はどんどん増えていきます。住みよいまちづくりのために、これは様々な、いろんな方法をもう少し考えるべきだと申し上げました。もちろん、この空き家対策というのは、空き家を取り壊すだけでなく、まずは民間での不動産の売却、流通を促進して再利用する。住んでもらうことが一番望ましい。そして、町にとっては、本町にとっては空き家バンク等を活用して移住促進、町なかにある店舗の再生、こういうことに使ってもらいたい、住んでもらいたい、住んでもらって町を活性化していく、ここに力を入れています。しかし、現実ではちょうど孫に当たる、孫の世代、子供の世代、孫の世代がちょうど今都会に住んでいて、管理できない空き家を何とかしたいということが多数おられます。近所の方にも、近所にも紀伊半島の水害以来もう帰ってないというふうな家が、そのままになってる家があります。本町の今の施策であれば、例えばそのような方が解体をするに当たって、ネットで那智勝浦町補助金、解体とか調べたとしても、これはまだ迷惑をかけるほどじゃないんですよね、それほど悪くない状態なので、補助金が受けられない。固定資産税の軽減もあるので、不良空き家の状態、ここの不良空き家の状態になるまで、補助金の対象となるまで取りあえず置いておこうと、そのままになっている。不良空き家のちょうどここの予備群のところ、そのような住宅ばかりになってるような気がします。もうここについて、もっと違った視点、施策が必要じゃないかと思えます。

この周辺に迷惑をかけているような特定空家と、その一歩手前の不良、特定空家と一歩手前の不良の空き家、町としてはまずここを何とかしなければならぬということなんですけども、これはちょっと言い方悪いですけども、町に、地域に迷惑をかけているよ、これまでほっておいた空き家に対して今補助金を出しているっていう施策なんですよ。一方、この空き家を何とかしようとする、この大部分の方、気持ちある方については、古いけどもまだ周辺に迷惑をかけるほどではない、その人たちにはもう何もないんですよ。このような所有者の方に対して動機づけといいますか、補助金なり恩恵が何かないのか。多くの方がそうであって、ここに対する手だてが、私、相談窓口とか、少しでもここに対して補助金がないのか、必要じゃないかと思えます。古い家ばかりになってしまっただけでは次の世代の子供たちにツケを回すだけになります。更地になれば、その上には宅地として土地の固定資産税もありますし、新たに住宅が建設される、人が住むことにつながります。少額であっても、この広義の空き家対策、個々の空き家対策じゃなしに、広義に捉えて、通常空き家の解体に対してでも補助金を出していくのはどうでしょうか。そのような事例が鹿児島県のほうのある町で、前回は私提案をさせ

ていただいたんですけども、工事費の10%、上限15万円でやってるんですけども、そういう町が実際にあります。これについて前回は提案させていただいたんですけど、進展とか今後のお考えはどうかお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

空き家の対策につきましては、全国でもいろんな事例があるというのはこちらも把握しております。当町としましては今現在、先ほども議員おっしゃられました、その不良空き家の除却事業、これがまだかなり需要がたくさんある状態ですので、一旦それが、ニーズが落ち着いたときに、またそういうたくさんいろんな地域の事例とかを見ながら、次の対策を考えていくとか、まずは不良空家除却事業のほうを優先して行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） まずは、不良空き家のほうをやってく、今はまだ壊さなければならないところがあるということですね。

もう一つ、空き家の解体促進のために取壊し後の固定資産税、住宅用地のこの軽減分を免除、家を取り壊すと税金が6倍になるとよく言いますが、これはまあまあ6分の1軽減がかかっていたのが元へ戻るとのことなんです。これが空き家解体の妨げになっている。これについて前回提案させていただいて、町のほうの空き家対策の検討委員会で検討されているということでありましたが、それがどうなったかお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

固定資産減免制度につきましては、令和5年度より実施しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） これについてはやっていただいたということで、ありがとうございます。

不良空き家のこの解体の補助金に連動して、この不良空き家、ここの部分も空き家の解体補助金に連動して固定資産税の住宅軽減分をさらに5年間免除するということですね。これは不良空き家の解体の促進になると思います。しかし、これにつきまして、逆に国のほうが管理不完全な空き家に住宅軽減がかかっているのがおかしいと、この空き家の対策の特措法が昨年12月に改正をされまして、今度はこの管理不全空き家、これもまた新しい定義なんですけども、管理不全空き家というのが、改善が見られない場合には固定資産税の住宅軽減を解除するとなりました。逆に、管理が不完全なものについては住宅軽減はもう解除するよと、普通に戻すよというふうなことなんですけども、これは建設課にとっても税務課にとっても非常に難しいと思うんですね。自治体の判断任せみたいな形で難しそうです。この判断基準、通達とか決まり、どうなってますか。お答え願います。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

空家特措法の措置法ですけども、昨年の12月に改正されまして、管理不全空き家というものができました。そして、議員おっしゃいますとおり、自治体独自でその基準を決めるものではないです。そして、昨年12月に改正されましたので、まだ県内でも実績もなく、判断基準が作成されておらず、今後和歌山県空家等対策推進協議会で協議する予定になっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） まだ12月に改定されたばかりということですね。

この管理不全空き家、本町ではどれくらいあるんですかね。そもそも、ちょっとこれは把握できるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

管理不全空き家の数についてですけども、先ほど申し上げましたけども、現在管理不全空き家に対する具体的な判断基準というものが策定されておりません。件数としては把握できていない状況になります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 税務課にもこれは関連してくると思うんですよね。まだ判断基準が作成されたとしても、これは実際把握できるんでしょうか。やれるんですか、事務的に。お伺いをします。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） お答えいたします。

管理不全空き家の把握ということですが、税務課としましても事務的には難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） やはり、この判断はかなり難しそうですね。本町でも勝浦とか朝日とか住宅用地ばかりじゃないですし、山間部もありまして、町内一律にはこれはできないと思うんです。近隣に迷惑のかかるような建物、不良とか、特定とか、そういう話のあるところについて、個別にこの判断基準を照らしていくと、管理不全空き家として改善が見られない場合は、この軽減措置を解除していくと、そんなふうなイメージになるんじゃないかと思うんですけども、これは実質の運用がどうなるのか、そのあたりお伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

管理不全空き家の運用についてということだと思います。現在、判断基準がないということで、先ほども申し上げましたが、そのまま放置すれば特定空家になるおそれがあり、所有者側

に改善する見込みがないとかそういう場合には、管理不全空き家にするケースがあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 地域の現状が分からない国の施策と、この自治体の実際の状況の考えには隔たりがあるように思えます。いずれにせよ、空き家対策、国のほうも本腰を入れて対策を講じておりますので、本町独自の施策も含めまして、これからどうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、関連しまして、田辺市が行っている独自の施策なんですけれども、御存じの方もあると思いますが、私もほかの方に勉強するよということと言われてまして、連れて行っていただいてお話を聞いてきました。市が空き家の所有者と近隣の住民の間に立って、解体費と登記に係る費用程度で売買が成立するよということ働きかけをするという制度なんですけれども、危険な空き家を当事者となる地域の力でこれは解決していこうというものです。この話を聞いていると、本町と同じように空き家対策をやっていたがどうにも進まない。放置されたまま老朽化が進み倒壊の危険性がある建物が現実にある。そうした建物の所有者は遠方に住んでいて、高齢であったり管理がされていない。解体費用も高額でやむなく放置していると。地元の、近隣の住民は空き家の倒壊や火災などの不安を抱えている。これは全く同じですね、うちの状況と全く同じであります。そんな中で、市が所有者と近隣住民の間に入って意向を確認し、解体費と登記に係る費用程度で売買できるように働きかけをしている、働きかけをする、これは所有者はほぼ自己負担なしに空き家を処分できるというふうな形になります。近隣の住民も地域の安全が確保できますし、市も懸念のある、懸案のこの空き家問題が一つでも解決すると。これは、一応不動産流通には乗らないような物件であること、そしてまた所有者や相続人が遠方または高齢で、将来的には管理不能だと予測されると、特別の場合、これはもう特別の場合といったふうなルールの下でされていると思うんですけども、担当の方は、やっぱり地域が困っている空き家の事例を1件でも解決すると、そこまでやらないとさらに空き家が増えてしまうんだということをおっしゃっておられました。これは数年前からやってるということなんですけれども、そのことは本町は御存じでしょうか。お伺いをします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

田辺市だけに限らず、和歌山県の空家等対策推進協議会というのが行われておりますので、その中で県内の各事例というのは見て、把握はしております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 状況は御存じかと思えます。

これを本町で実施していくということは検討されましたかどうかお伺いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

検討というか、そういうことをやられてるということで、田辺市以外でもいろいろやり方としてはあると思うんですが、今のところ民間業者とかがある中で、行政の立場上、なかなかできるできないこともございますし、そして当町としては不良空家除却補助制度のほうを今優先して行っておりますので、こちらのほうを活用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 私も直接話を聞くまで信じられなかったですよ。行政として当事者の中へこんなに入っていいのか、そんなことができるんかというのが正直な気持ちでありました。でも、市が後ろ盾になっているところに、これは問題解決の糸口があると思うんですよ。市の信用が、町の信用でやっていることなんですよ。実際には難しい点もあろうかと思えますので、もし実施ということになれば、どのような問題があるのか再度お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） どういう問題かっていうのまで、そこまではちょっとまだ検討できていないんですけども、今現在は、その不良空家除却制度ですか、それは今かなりニーズがありますので、それが落ち着いてくときにはまたいろんなやり方もあると思うんですけども、そういったことをまた空き家協議会とかで、次どうやっていくかということをもた検討をできたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） これはあくまでも個人の取引の話になりますので、自治体が入っていくというのは非常に難しいところもあると思うんですね。しかし、私が思うに、不良空き家のような状態で民間の不動産流通に乗らないものについては、こんなようにちょっと違うやり方を考えていかなければならないのかなと、今はこの特定とか不良とかの、この壊さなければならぬところがあるんで、ここだけに集中、注目してますけども、実際にはここに大部分、多くの空き家があって、これを解決してかないとどんどんどんどんスライドしていきだけですよ。だから、ここに対して何かやはり違う視点でもって問題解決を図っていかんだらあかんのかと思います。

まず私は、民間の不動産業者と連携して進めていくと、こんな事例があるんやけど何とかならんかなという相談ですよ、それは情報共有だと思います。町もやっぱり中に入って、そこでこれが流通に乗ればいいんですけども、それ以外のものについて、やっぱ地域が困る事例については、やっぱ必要であれば消費者や地域の住民の方と解決策を見つけていくと、あくまでもこれはサポートなんですけど、そこでやはり相談窓口となって、例えば先ほどの少額の補助金、15万円でも、10件件数があったとしても150万円ですよ。今の特定のと比べたらごく僅かですけども、15万円の例えば少額の補助金でもあれば、これはいいのかなと、そう

いう相談に乗れるのかなど。これはまず御検討をいただきたいと思うんですけども、何かその中で方向性は見えてくるんじゃないかと思うんですよね。答弁は結構なんですけれども、どうかよろしく願いをします。

次に、2番目の、この空き家対策なんですけども、これは朝日3丁目の、この危険な4階建ての空き家についてをお伺いをいたします。

これは、その、先ほど言ったこの特定の空き家、一番悪い住宅だと思うんですけども、これについては地元の8番議員、東議員さんからも問題提起がされまして、町も昨年から代執行に向けて本格的に対応をされているところかと思います。総務経済の委員会でも報告がなされておりました。やはり人通りの多いところで、この間も言われたんですけども、これはいつまでかかるんだと、これで何か物が落ちてきてけがをすれば、これは町が責任を取るんかというふうなことを言われました。まず、個人の所有に係るもので代執行というのはやっぱり時間がかかるということをお知らせする必要もあるんかと思います。これについて委員会で報告を受けてますけども、住民の方に知っていただくためにも再度お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

朝日地区の危険空き家についてということなんですけども、以前からちょっとそのお話はずっと出ておりましたので、こちらのほうとしても早急に対応できないかなという考えは持っておるんですけども、現在の予定としてですけども、来年度で積算、設計業務を行いまして、工事費の算出を行いたいと思っております。そして、その設計の結果です、ちょっと工事費もまだ今のところ幾らっていうのも分かりかねますので、まずは設計業務を行って事業費を算出して、8年度で解体の工事に着手できたらというふうに現在は考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 代執行という形で解体の設計も行って、解体工事に着手していくと。手続を踏んでいて、実際に工事にかかるのは、これは予定ですけども、8年度ということになるんですね。来年、再来年ということですね。

個人の所有のもので手続に時間がかかるというのもよく分かるんですけども、設計と工事のところ、1年ずつかかっているんですけど、この部分については町のほうで調整して早くできないんでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

今んとこ、今年度において県の担当課と設計の協議をする予定にはなっております。あとはもう費用の問題とかもちょっとありますし、どれぐらいでその設計積算できるかっていうのも今んところちょっと分かりにくいところもございますので、今、そういうちょっとでも早くできないかというお話はもちろん協議はさせていただきたいと思うんですが、今んとこ7年度設計、8年度工事ということで、今のところ予定はして考えてはおります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 地域の皆さんがここはいつも通る道で、しかも通学路でもあります。地震、台風で何か落ちてくるかって非常に心配をされています。町としてはこれに対して積極的に取り組んでいることは分かるんですけども、少しでも早く進めてもらいたいというのが住民の声だと思いますので、どうかまたよろしくをお願いします。

今回、一般質問で取り上げさせていただいたんで、ちょっと状況が分かっていたかと思うんですが、これは地域の方に広報とか回覧とか、今後こうやって進めるんだよと、町が真剣に取り組んでるんだよということをお知らせできないのかと思うんですけども、そのあたりお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 今現在、何もその費用とかも工事費とかも分からない、あくまで予定ですので、これが8年度できるかどうかというのも確定してるものではございませんので、ある程度はっきりと分かり次第、地元の区長とかに報告はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 空き家対策について、町の対応について質問をさせていただきました。

これらについて、最後に町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 空き家全般の今後の考え方ということによろしいのでしょうか。もちろん、不良空き家については補助制度もつくりましたし、そういったことで、より危険性を除去するって意味でどんどん進めるべきだと思います。その手前の不良住宅、その不良住宅がどうかっていうのは所有者さんもあることですので、いろんな区長さんとか、いろんなお話も聞きながら、今後どうしてつらいかっていうことは進めてまいりたいと思いますし、できればリニューアルして多くの方にお住まいいただくのが一番いいんじゃないかなと思うんですが、そういったことも含めて空き家対策も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 町のほうの空き家対策の検討委員会もありますので、どうかよろしくお伺いをいたします。

次に、本町の観光の原点であります、私は原点だと思っておりますけども、熊野那智、那智山の振興についてお伺いをしたいと思います。

紀伊山地の霊場と参詣道、世界遺産の登録20周年で、議員としても何か応援することができないのかなということで、4月に、先ほども津本議員さんおっしゃっていただきましたが、議員の有志の方と熊野那智の玄関口である浜ノ宮から那智山まで歩いてまいりました。熊野那智

の参詣曼荼羅に残るこの曼荼羅の道、これが歴史から見ても那智山観光の核になるものだと思います。外国から訪れる方のためにも、本来のこの熊野古道をもう少し整備していてもよいんじゃないかと思います。私は、携帯、QRコードを使った解説がもう当たり前になっている時代なんですよ。DXで、デジタルトランスフォーメーションを活用して、これをぜひやっていきたい、そしてハードでも、牧野々から山に入って尼将軍の供養塔、それから補陀洛霊園への道も相当今傷んでおります。補修も必要です。二、三年前には何か観光機構の方がここを点検していただいた、調べていただいたそうなんです、そろそろ何らかの手を打つ時期かなと思っております。また、道の駅の、那智のある浜ノ宮が、観光客数の今の動向がどうかではなくて、歴史的にもこの曼荼羅絵図における熊野那智の出発点であること、ここを再認識すべきときであると思っております。

浜ノ宮の振分石の付近、補陀洛山寺の付近の案内板、ここは改修が必要ですね、これはちょっと恥ずかしいような状況です。町長、那智勝浦町にある観光資源をブラッシュアップすると言われました。私もこれは大賛成で、ぜひ応援したいと思っております。

まず、那智山のところの電柱の地中化について、これは以前からもお話がありまして、昨年末にも10番の津本議員さんからも質問、提案がされております。今回、実際に歩いてみて、外国の方からの来訪者がすごく多い、非常に多い。平日ではほとんどが外国の方なんですよ。熊野古道、三重の塔と那智の滝の絵、そして大門坂の写真が日本を代表する風景として世界に今紹介されてるような状態なんですよ。この世界に知れ渡る風景となったこの景色なんですけれども、しかし来られた外国の方が観光の記念写真を撮ると、那智の滝と一緒に電柱や電線が写り込む、これは非常に残念なことだなと思っております。まず、電柱の地中化には多額の費用がかかるということでしたけども、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

那智山地区の電柱の地中化についてということですけども、那智山地区は世界遺産登録地域であるために、景観を保護しながらの工事は非常に困難で、多額の費用がかかることが予測されます。地形や建物の配置状況などでは1メートル当たりの事業費が大幅に変動いたします。そして、県道との協議も必要になり、現在詳細な設計も行っていないので詳しい費用は分かりませんが、いずれにしてもかなり高額な事業費になることが課題になると思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 那智山全地区でやるっていうのはもう非常に難しいと思うんですよ。世界遺産の登録もあって、地形的にも難しい点もあると思うんですけども、参詣道とか、表参道ですよ、大事なところ、それから那智山観光センターから滝前に至る県道の主要道路、ここらあたりは県と連携してこれをやっていくという決意が今必要なんじゃないんでしょうか。20周年を機会として、これは何年かかってもいいからこれをやっていくんだという、実現するんだという気持ちはございませんか。ぜひ、これは町長のお考えをお伺いしたいんですが、お

願いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 那智山に限らず、景観というのは、できる限り来ていただいた方に喜んでいただけるような景観が必要ではないかなと思います。そこでは、やっぱり地域の方々の御意見も重要でございますので、そういった方々の御意見を聞きながら、できるところから実施をしていければいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 無電柱化の補助金も何か最近いろいろ変わってるみたいなんです。観光地におけるこの電柱の地中化など、景観改善の施策として取り組んでいるところも多数あると思います。これは町だけでできるもんじゃないですし、無電柱化の推進計画みたいなのも立てて取り組んでいかなければならないのかと思います。きっと気持ちは同じであると思っておりますので、どうか御検討をいただきたいと思います。

次に、那智山の関係で、多くの人が行き来する那智山の表参道、登るのは大変なんですけども、最終目的地を前にして一番いいところなんですよね。県道のこの和か屋のところから大社までの坂道なんですけども、土産物店なんですけども、ちょうど私たちが歩いたときには平日のために閉まっているところがありました。ここはやっぱり若い人の力も借りて、この土産物店とか休憩所、飲食店、もっと魅力のあるものにできないかと思いました。今のこの現状、状況について町はどのようにお考えなのかどうか、町として何か支援する、応援する方法ってのはないのかどうか、その点をお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

議員御指摘のとおり、表参道の通りは幾つか空き店舗があります。私も先日、平日だったんですが、現地のほうを見てまいりました。その中でも、平日だけれども人が途切れないような、お客さんが来ていたことについては、やはりこの世界遺産が認められてる部分だなというところも再認識したところです。空いてる店舗もありましたので、少しお話を聞かせていただくと、もちろん以前から閉まっているところもあるんですけども、何軒かはコロナウイルスの流行によって閉めたところもあるよというようなお話もお聞きしました。今後、観光動態も気にしておりますが、観光客は増えて、回復しておりますので、これを契機に事業者さんには再開いただくなり、また新規の方が参入いただけるということに期待をしているところであります。

町としましては、空き店舗改修補助金というのがありまして、こちらのほうは、今現在はもう全町で対応、申請可能となっておりますので、そういうものも使っていただければなと思いますし、またその空き店舗の中で体験観光とかも活用を御検討させていただく場合は、体験観光事業者スタートアップ支援事業補助金というのもありますので、こちらのほうを使っていただきながら、また表参道のにぎわいにつながっていければと考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ちょうどこの那智山の地元の方とか商店街の方とお話をしましたかと聞こうと思ったんですけど、ちょっと聞いていただいたということなんで、ありがとうございます。

まさに今、空き店舗の活用、勝浦とかを中心にして今までやってきたんですけども、この那智山の参道というところはやはり特別な場所であって、一番町の中でもにぎわうところで、自分らはただ単にもう坂道で上がっていくのが大変やししか認識してないんですけども、やはりここを楽しみにして、どこの観光地や有名なところを行ったとしても、ここを楽しみに、そういう人のにぎわいのあるところを楽しみにやっぱり来ているってところがありますので、あそこがやっぱり重要な場所なのかなと思います。ですから、若い人の力も借りて、できればやっていきたいんですけど、私は本当は、あそこは那智の水とラムネを冷やして皆さんで楽しんでいただく場所に、20周年に合わせてしていきたくったんですけども、この昔ながらの土産物店と若い人の力を借りて、できれば活性化をしていきたい。聞きますと、外国の方はこのお店に座ると長くて、店の回転率があまりよくないそうなんですよね。休日等では那智山へ来ても食事や休憩するところが少なく、せっかくのお客さんを逃しているというふうな状況らしいです。そういう話を聞きました。あんまり外国の人ばっかに特化するということもどうかと思うんですが、それでも今は関西万博もあって、情報発信の力を借りて、これから来られる外国の方を、お客さんを呼ぶ、これ今チャンスであると思います。おもてなしの気持ちが伝わるように町を活性化していきたい。一方、先日地方新聞にも載っていたんですけども、那智山区では美化清掃活動を今力を入れてやっている。原点に戻り参拝客の目線で整備をしていく、積極的に行っているということでありました。このような地道な活動が大切かと思います。また、多くの外国の方がバス待ちをしている、そこへのベンチ、こういうのも必要じゃないかという、そういうふうな配慮が、細やかな配慮がおもてなしの気持ちを産んでいるものだと思っております。

もう一点申し上げたいのは、その大門坂を登りきったところからもとの熊野交通、今熊野御坊南海バスですかね、この那智山観光センターまでの間なんですけども、ここは体験博が開催されたことから私はずっと気になっていたんですけども、この所有者の会社の方の協力も得て、もう少しこうちょっとふさわしいものに変えていく必要があるんじゃないかと思うんです。これ、目隠しも必要なんですけども、一部やっぱちょっと壁みたいなものをこしらえて。せっかく安倍晴明の石材もありますんで、安倍晴明の当地域での由来、今ちょうど大河なんかでもやっていますけども、ここで紹介する場所をつくっていてもいいんじゃないかと思うんですけど、この場所の改修について考えたことがありますか。どうかお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 議員御指摘のとおり、大門坂を上がったところからお土産物、表参道へつながるところの道の箇所かと思いますが、一部景観的にもふさわしくないのかなとい

う箇所があります。おっしゃるとおり、民有地であるんですけども、ただ一部囲いをつくってもらってるような箇所が見受けられましたので、今後その辺を意識されているのか、今後そういう整備をしてもらえるのか、一つは確認しつつ、今後もやはり気になる景観の部分についても改善できるような協力をお願いしていきたいと思っております。

そちらの箇所については、うちのほうから報告させていただきます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 安倍清明の関連する御紹介というところでございますけども、教育委員会といたしましては、現在対象となる石材が配置されている場所に、地元区、それから施設を所有する企業様と連名で、旧史跡清明橋の石材というタイトルで案内板を設置しているところでございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 20周年でせつかくの、来年大阪万博もありまして、せつかくのこの機会ですんで、取りあえずちょっと何か必要じゃないかと思えます。これについてはちょっと急いで、ちょっと所有者の方ともお話しして御協力をいただけるようお願いしたいと思えます。

一応、難しいとは思いますが、安倍清明となると、やはり大社とか寺とか、それから所有者の会社の理解も当然必要なんですけども、いっそのこと私は会社の理解を得て観光センターを、安倍清明館とでも称してもらって、今商工会のほうでアニメのデザイン、安倍清明のデザイン、アニメデザインがあるらしいんですけども、そちらも活用させていただいて、若い人向けにちょっとリニューアルしても面白いじゃないかと思うんですね。その点いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 大河とかでも安倍清明が話題になっている、それからアニメの中でも大変人気だということは聞いております。いろんな今の推しみたいな中では人気のあるキャラクターだと思うんですが、民間の会社でありますので、その辺、まずは景観のほうを依頼しつつ、そういう斬新なアイデアもないのか、その辺は雑談の中ででもちょっと、ここでできればとは思っておりますが、いいものは活用してもらえればなと思っております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 雑談の中で大いに話をさせていただきたいと思えます。

このような歴史を背景とした那智山地区のこのブラッシュアップ、構想がこれは必要だと思うんですね。先日のデジタルノマド、ちょうど那智山のことが、場所はなかったんですけど、熊野那智の風景を窓口としてこれを誘致していく。例えば、尊勝院、今は信徒会館ですか、あそこなんかであったら、そういう形で誘致をしても、デジタルノマドの誘致をしても面白いんじゃないかと思うんですね。また、ゼロカーボンの観点から、私はずっと前から、この那智山地区で小型の電気の乗合バス、那智山観光の中では動線がどうしても途切れがちなり

ますんで、そこをそういう電気のバスか何かを導入して走らせないのかなと思ったりもしております。

本町の観光の原点である熊野那智、那智山の振興についていろいろ提案をさせていただいたんですけども、これにつきまして最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 観光に対する考えということでよろしいのでしょうか。

私は、那智山はもちろん熊野信仰の、那智の滝なんかは熊野信仰の象徴だと思ってますし、那智山も中心に、あるいは那智勝浦全体で地域の方々が浜掃除をしたり、花を植えていただいたり、本当にお客さんに喜んでいただけるような、そんな地域づくりもしていただいておりますので、そういった方々が一緒になって来てよかったなと思えるような観光地にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思って様々な事業をしているところでございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 以上で一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時55分 休憩

〔3番城本和男議長席に着く〕

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（城本和男君） 再開します。

次に、5番藤社議員の一般質問を許可します。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） では、通告に従いまして、5番、一般質問を始めさせていただきます。

まず、1つ目の健康ポイント事業で健康増進や社会参加を。

この質問については、既に令和3年9月にフレイル予防や中・高年の健康保持にもつながる町民対象の施策をとったテーマで質問させていただいております。そのときも、奈良県の田原本町の取組や、近隣の人口ベースが近いということもあって紀宝町のみらい健康マイレージの取組などを紹介させていただきました。

そのときの町長の答弁は、先進的な取組とか全国の事例なんかを参考にしまして、そういったことも検討してまいりたいと考えるというものでしたが、前々年度、前年度と福祉課でもウォーキングを推進するインセンティブ、つまり対価のある事業を展開していただきました。その件についてですが、今年度はどうなんでしょうか、またこの事業のよかった点、問題点、課題ですね、そういったものも出てきて、あると思うんですけども、どのようなものがありま

した。お願いします。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えさせていただきます。

ポイント事業につきましては、以前より議員から御提案いただいているところでございます。

随時検討はしてきておりますが、現状、先ほど言われましたように、ウォーキング事業とか健康イベント等において参加を促す策といたしまして、景品という現物支給で実施しているところでございます。

そして、またウォーキング事業についてなんですけども、令和4年度と5年度と実施してございます。1年目は3か月間実施いたしまして、月平均で99名の参加をいただいております。2年目は、運動習慣を身につけるということで、6か月に広げて実施いたしました。月平均で79名の参加となっております。一定の効果はあったものと考えておりますが、参加者の減少が結果となり、現時点では存続も含め見直し等を検討しているところでございます。

課題といたしましては、どんな事業でも言えるんですけども、やはり同じ方の参加が多いということで、新しい方の参加促進ということが大きな課題になっておりまして、福祉課といたしましても常々協議しておりまして、そこを目的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） そうですか、ポイント事業という、このインセンティブ付きの運動習慣、一般質問でしたこともあって常々物すごく気にかかっているんで、この事業にも注目していたんですが、委員会の報告なども聞いた上で、こちらからの提案もさせてもらったことがあります。

この事業、対価の内容がもっと町民の方々に魅力のあるっていうか、欲しくなるような、前にも言うたように商品券だったら地元の経済にも寄与するようなものになると思えるんですけど、それは個人的な考えなんで、このウォーキング事業についてもちょっと担当者に感想などを聞くと、参加している本人たちは物ではないんですよと、インセンティブではないと、参加して達成感、目標達成したことに喜びを持っているので、商品はさほど関係ないように思いましたというようなお答えもあったので、私が言いやる魅力のあるものとか、何にでも使える商品券とか、ええんやよっていうようなのはちょっと違う感想も受けたので、何が良かったっていうのは私自身もちょっと分かりかねるところはあるんですけど、でもたまる喜びっていうのは、やはり私も買物なんかでもポイントをためるんですけど、何か達成感や喜びがあったりしますので、より何にもしてない人がこういうものに参加するきっかけになるのではないかっていうのを思ったりします。

たしか県のほうも健康アプリ、きいちゃん健康ポイント、この事業をしていたと思うんですけど、これは終わったと聞いております。理由など当町で情報を持っていますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

和歌山県の健康づくり運動ポイント事業についてでございます。以前、1つの福祉課のスタンスといたしまして、これはもう年度末で終了となったわけですが、この県が実施している和歌山県のポイント事業、そちらを御利用いただくよう当初宣伝を大きくして、そういうお願いしていた経緯がございます。これが5年度末で終了ということになっておるんですけども、その理由等についてお尋ねがありました。一応、県からの説明がございまして、その終了する理由といたしましては、近年身体活動が計測できるウェアラブルデバイス、ちょっとこれは難しいんですけども、歩数や移動距離によって獲得したポイント等を電子マネー等に交換できる民間のアプリケーションが多く普及してきたことから、行政として一定の役割を終え、終了したと判断したためというふうに、ちょっと難しく、実際ちょっとどうなのかなっちゃうものもあるんですけども、そういった説明、資料をいただいております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 代わるものが出てきたという判断だったと思うんですが、私も3年前に実はこのきいちゃんポイント、結構ポイント入れました。入れましたが、もともとスマホの扱いが不得手なので、もうすぐなくなりました。全国的に見てもアプリというところも多いです。和歌山県では有田市と海南市が、この健康ポイントはアプリです。栃木県の宇都宮では、このアプリと並行して紙の活動記録表、どちらでもいいよという選択できるようにもなっております。あと、先ほど、前段紹介してた奈良県の田原本町ではカード、私らAコープとかで買物するときに入れるカードリーダーとカードで取扱いとなっております。近隣の自治体もここ何年かでどんどんこの事業を取り入れてきてるんです。串本町、古座川町、新宮市はもちろん、紀宝町はもう前段紹介したように長いので、どんどん拡充されてきてます。これ、全て紙の記録表またはカードになっております。

やはり県下で、近隣の自治体で取組始めているので、その根拠ってというか数字的なものをお聞きしたいんですが、まず介護認定率、これは介護保険の第1号被保険者のうち要支援、要介護の認定を受けた割合やと思うんです。これはきいちゃん健康ポイントを導入する県の根拠になったんです。というのは、2014年、この年に和歌山県はワーストワンになりました、認定率。今現在では、2022年のデータでは秋田県がワーストワンで、和歌山県はちょっと改善されたのか2位になりました。健康寿命ランキングですが、2019年のデータでは男性は和歌山県は全国31位、女性は30位となっております。このデータは検索してくれれば出てきます。

じゃあ、那智勝浦町もこれに近い状態か、それより多分悪いぐらいのところの位置にあると思うんですけど、特定健診の受診率について教えてください。和歌山県の受診率、当町の受診率、全国的にはよいのか悪いのか、教えてください。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今、数字がすぐ出てないということで、私が検索した状態の中で、令和元年48.8%で和歌山県30位となっております。那智勝浦町もそれに近いものであると思うので

すが、この健康ポイント事業の取組は、各自治体のこの受診率向上というのが一番の目的やと思うんですけど、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えさせていただきます。

先ほどちょっとお話しさせていただいたんですけども、ポイント事業の福祉課で考える目的っていうことは、新規の参加者です。体操教室にしる健康イベントにしる検診受診にしる、新しい方を取り入れて検診率を上げるとというのが我々の一番の目的として考えてございます。

そういった中で、ポイント事業につきましても、実施するに当たってはなかなか新しい方の、もちろんゼロではない、その効果はゼロではないと思うんですけども、なかなかこの新規の方を取り入れるっていう意味では、強いインセンティブにはちょっとなりにくいのかなと思っております。正直言いましたら、既存の、いつも参加していただける方々の特典であって、楽しみであって、そういった方たちが活発に参加していただける、そういう目的であれば効果があるかと思っております。ただ、我々の目的であります新規の方の取り込みっていう意味ではなかなかちょっと難しいように考えておまして、その辺の策、一ひねり、二ひねりある策をいろいろ考えて、その辺をちょっと盛り込めれば、ぜひこのポイント事業等もやっていきたいと思っておりますし、今課内ではそういう皆さんの、職員の考えを持って協議しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ほかの自治体もそうなんですけど、やっぱり受診率の向上とか、健康寿命の延命とか、そういうことを期待してやはりこの事業を取り入れてるところが多いです。

ただ、最近の傾向としては、20代というか、20歳からというところもかなり出てきました。だから、私はすごく社会参加を促すとか、町がやってくれやる事業を知ってもらおうとか、そういうツールにも使えないかなと思おまして、子育て支援センターに来ていただいている親御さんとか、ベビーマッサージとかを町でしてくれやる事業なんかにも参加したらとか、やっぱりその若い方々のとかね。今は島田さんが夜の体操教室などもしてくれてまして、やはり若い方の、今まで働いてて出られなかった人の層も参加されていますし、それこそ雪まつりに参加したらポイントとか、何かこう、いろいろ皆です、社会参加するようなものに対しても多少のポイントはつけて、そこへ社会参加や地域参加に促す状態にしたら私はいいと思うんですよ。ボランティアとか、地域のサロンとか、認知症サポーター講座に出るとか、やはりいろんな方法を混ぜた上で、若い方の参加も促せられるのではないかなとは思うんですけど、これが全てのものにポイントをつけるから出てくるとかは限らないんですけど、そういう方も、私みたいなポイントたまると達成感のある方もいらっしゃいますので、そういうことがきっかけになって地域を、町を知っていただくツールになればなと思ったりもします。健康教室が、健康体操はもちろんそうなんですけれども、さっき言いましたような社会参加を促すようなものを対象にして、いつまでも地域と共にという、そういう道具にしていれば、そのため

にも魅力のあるインセンティブっていうか、対価、私もちょっと新宮とか串本とか、いろいろ今回始まったところも調べてあるんですけど、やはりある程度初期投資いうか、ある程度景品は少し、まず参加賞はもらえるような形に絶対するとか、その中で、どこでもしてあるんですけど、抽せんでいいものが当たると、期待感、こんな方法をそれぞれしております。各自治体の事例とか実績とか効果なども、多分いろんなところのデータも出てきておりますので、ぜひ参考にしていただいて、初期投資に要するアプリとか、ほんでカードリーダーが要するようなもの、こういうものは確かに後々のことを考えると物すごくいいんですけども、今する、したいって、このやりたいことに関してはもうそこまで行かないで、ほかの自治体がやりやるような紙ベースの対応からしても私はいいと思うんですよ。それよりも、対価のほうにちょっと魅力のあるものを用意していただければ、何かそれを楽しみに始める方もいらっしゃるのかなど思ったりもします。それに対してどうでしょうか。若い世代の参加も促したいって多分課長も思っておられると思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議員の話の中で島田トレーナーの話がございました。少しお話しさせていたきたいんですけども、本年度に福祉課にスポーツトレーナーが配置されております。健康教室の実施など、町が独自に工夫しながら直営できるという、近隣市町にはないすばらしい特色がございます。そこをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

令和5年度の実績では、オンラインプログラム教室であるとか、いきいき健康体操教室などを開催いたしました。多岐にわたって指導に携わりまして、年間222回、2,176名の方に参加いただいております。今後はどういった教室の内容が効果的であるのか、またなちかつストレッチの普及であるとか、一方で運動習慣のある方、これもやはり大体同じような方が多いんです、そういう方につきましては、自立して継続してもらう方法等について今検討しております。そして、また健康を絡めた多世代間交流、そういったイベント等も、そういった取組も今考えているところでございます。

議員おっしゃいますように、健康教室であったり、健診であったり、全てに……。失礼しました。

ポイント事業を実施するに当たりましては、健康関連に特化して実施する方法もあるんですけども、議員おっしゃいますように、様々な社会参加というものも含めて実施するほうがより効果的であると認識しております。やっていくというのであれば、スポーツトレーナーの教室、そういったところに、例えばですけども、若い方が参加していただけるっていう部分にはポイントアップするとか、そんなのも面白いかと思います。そういったことも今後福祉課で協議しながら、まあまあ検討はしてみたいと思います。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に町がしていただきやるスポーツ関連の健康教室等とか、体育文化会館のジムの整備とか、本当に他町らから羨ましがられるぐらいに、私もすごくいいねって言っ

てくれるようなので、もちろんそれは大事にしつつ、それは伸ばしていただく、それが大事、そこが大事なんですけども、それに対してやはりもっと参加を促すような一つのツールにこれがなればということを期待しております。

それを聞いた上で、町長、御意見を、お考えをお聞かせください。

○副議長（城本和男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 健康増進と社会参加を促すって御質問だと思います。

先ほど福祉課長からもお話しさせてもらったように、スポーツインストラクターも配置をしまして様々な取組をしてます。その中で、若い方が若い時分から運動にいそしむというようなことなんかもしておりますし、町としてはそういった社会参加とか健康増進に行きやすいようなハード整備も必要だと思っておりました。そんなことで、例えば木戸浦を緑化をしたり、体育文化会館にストレッチマシンと筋トレマシンも新しくしましたし、あっちこちの公園を緑化したり、それは地域の方々と一緒になって緑化をしたりというようなことで、そういうことに参加することによって健康増進もできますし、社会参加も可能になるんだろうと思います。

やっぱり、那智勝浦町にいらっしゃる限りはいつまでも元気で、子供は健やかに育ててほしいってことで、特に多世代間の交流を進めていきたいということで、また体育文化会館、もう少し公園化をしていきたいと思ってますので、そういったことでのハード整備をしますけれども、議員おっしゃるように、何かインセンティブというか、あれば余計にいいんだろうと思うんですけども、どういった方法がいいのかっていうようなことは以前から研究しております、その中でポイント制度っていうのもあるのかもしれませんが。ですから、今後いろいろ検討して、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 私としましては、これを提案した限りはそれを期待して、委員会のほうからでもまた言わせてもらいます。ぜひ、取り入れていただけるようにお願いします。

2番目の当町の無縁遺体の実情はということで、私がこの問題に触れましたのは、もう本当に心に針が刺さったような、心が痛いというのかな、でもどうしようもない問題として関わらされたのは、自身がやはり介護の仕事をしているときでした。お世話している方が亡くなって、子供さんがおられるっていうんですけど、その方が、私たちが出入りしやる何年もの間、一度もお見かけしたこともなく、利用者さんのほうも触れることもなく、そういう方が亡くなったときに、葬儀と埋葬の手续を介護事務所やらケアマネが担当してするという。大体の方は幸い御自身のお金でそういう手続もされやることがほとんどなんですけど、あの仕事をしているとそういう事例が幾つもありました。実は、ごく最近ですが、私が相談に乗っていた知り合いが孤独死しまして、お一人で知らないうちに亡くなって、その方も子供さんが引取りを拒否していると聞きました。ここ最近なんですけど、全国紙でこういう無縁遺体のことをたくさん何か取り上げられてきました。私は見てないんですけど、テレビでも幾つか放送あったみたいです。

この新聞社では、22年度までの5年間の無縁遺体の年度別人数は、これは自治体向けのアンケートの回答なんですけど、18年度では8,800人、22年度では1万1,600人、5年間で32%も増えているんだと。名古屋市に至っては80%、札幌市では65%、千葉では46%。ただ、厚労省の人口動態統計では、18年から22年度の死亡者数は15%しか増加していないので、この32%というのも圧倒的な数字なんです。死者数が増えるペースをはるかに上回るペースで無縁遺体が増えているんです。この独居の高齢者が増え、もうこれは社会問題というか、社会や家族の在り方がとにかく多様化している、それが原因やと思うんですけど、先ほど私が経験しましたようなことが当町の事例でもあると思います。当町の無縁遺体、もちろん火葬にはなると思うんですが、その費用は、これは自治体負担ですか。年間の事例件数と増加傾向があるかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

無縁遺体の本町の状況についてでございます。先ほどおっしゃいましたように、全国的な話なんですけども、高齢化や単身化などから葬儀や遺品整理など、家族や親族が担ってきた役割を果たす人がいない、すなわち引取り手がない高齢者が増える傾向にあります。ただ、本町はまだ小さな町ですので、昨年度、5年度では一応4件ございました。いずれも身寄りのない方、もしくは身内が遠方で、高齢のため引取りができない、拒否された方ございました。福祉課で火葬等を手配し、お骨は町内のお寺で納骨しております。費用につきましてですけども、本人さん、そういったことで置いていただいている場合もあるんですけども、もうない場合は公費で負担ということになります。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に最近では、旅行先で亡くなったとか、よくある認知症の方が徘徊した上で、たどり着いたところで身元不明とかというのももう社会問題化されていますけれども、圧倒的にやはり身元が分かった上で遺族の引取り手がないというケースが、やはり当町でも今のあれでは多いと聞きました。先ほど自分の費用か自治体の費用かとおっしゃいましたけど、自治体にはそれを火葬する義務があり、その自治体の管理されている納骨堂に納めるのが普通というようなことを聞いております。当町には無縁納骨堂はあるのでしょうか。

○副議長（城本和男君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 当町では、町の納骨堂というのはありません。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ないということでした。

費用があれば火葬も、その方の埋葬というか、納骨もその方のお金でされると思うんですけど、費用がなかったら自治体負担で、そういうふうな最終的なところに行くと思うんですけど、町では納骨堂はないということでしたら、今一体どちらのほうに納められてるのでしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 納骨堂がないということで、ちょっと匿名ではある、ちょっと名称はあれなんですけども、町内のお寺ですね、そちらにちょっとお願いして、もう以前からずっとそちらのほうで納骨いただいております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 自治体負担になるようなこういう取扱いは、行旅病人及行旅死亡人取扱法というらしいんですけど、それに基づき自治体が火葬と埋葬をすることが定められておりますので、これは当然すべきことやと思います。ただ、先ほど聞きましたら、町の納骨堂もないということで、1宗教法人さんのほうで面倒見てもらってるってということをお聞きしました。果たしてそれでいいのかっていうのをここで議論すべきことではないんですけども、ただこれは本当に誰にでも起こり得ることで、この親族の引取り拒否、その実数というのが、やはり全国的にも、田舎の地域でもやっぱり増えている中で、これからちょっと考えていかねばならない問題やと思うんですよ。

そういうこともあって、いろんな自治体で対策に乗り出していったる事例が出てきました。この各自治体で始まっている終活支援事業という、もう名前のとおりです、無縁遺骨にならないために今できる対策とか、なぜ無縁遺骨になってしまうのかを確認し、自身で死後のことを考えてもらうということを自治体が促し、サポートするというものです。もちろん、遺言や死後事務委任契約や生前契約等、もういろんな法律的なものを入れますと、本当にたくさんあるようです。これを元気なうちに、このエンディングサポートを、この終活の相談を実行するための支援を、自分自身が元気なうちに、自分がどうしたいのかを書面でまとめておく、これが有効だそうです。これ、唯一かなとも思ったりもするんですけど、市販でエンディングノート、こういうのも売られています。終活という言葉が以前ほど、自分自身でそのことを語っても抵抗を感じる人が少なくなっています。むしろ、自分のために準備をしておかないと考える人も多くなっているように思います。これなんですけど、新宮市の地域保健課地域包括推進係が出しています。これは無料で希望者に配るんですけども、エンディングノートです。これで相談を受けるきっかけになったり、相談窓口を設置したり、相談するところがポイントで分かるわけなんですよね。

こちらからも、このノートを紹介して、相談者に書いてもらったら提案しやすくなるという一つのメリットもあります。やっぱり、お一人でお住まわれている方、自分の死後の心配をされている方、まだ介護とか受けてられる方は福祉のほうに関わったりとかしてるんでそういうことが少ないんですけど、元気でそういうことにも関わってない方ほど、やはり今どうすべきか悩んだり、相談に乗ってもらいたいと考えてると思うんですよ。

この問題、当町でも少しでも準備して、これは取組が必要な時期にもう来てるように思うんですけども、このことについて今考えられる対策などありましたら聞かせてください。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

今後、高齢化が進みまして単身世帯も増加してまいります。無縁遺体になる可能性の高い方として、特に福祉課で注意してる部分が、生保の方、身寄りのない場合が多いです。また、親族と疎遠になっている場合が多くございます。

福祉課としまして、この間もあつたんですけども、休日につてあつたんですけども、急に亡くなられて対応にばたばたするということがございます。今後、やり方としてしっかりしたものはないんですが、今後はその本人にできるだけきちんとお話をした上で、議員おっしゃっていただいたように、例えばですけども、親族の状況であるとか、キーパーソンの確認であるとか、あと終活の準備もそうですし、あと後見人の設置なども含めて、生前のうちに相談に乗って、できるだけ整理しておいたほうが、そういった急なときになってもばたばたすることもなく対応できますので、福祉課内でもそういったことが必要やねということで話をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に元気なうちというか、皆さんが不安持ってられて、相談したいことも何もまとまらない中で、こういうこのノート、本当にうまくできています。御自身が書いてくださってということで書くんですけども、どうしても字が書けない人は書き取りで、これさえあれば相談に乗るきっかけにもなるようにも思います。アンケートなんかも入っております。

こういう他自治体の取組なども参考にして、やはり1件でも、1人でも不安を持ってられる方、最後の最後に自治体っていうのは本当につらいと思いますけれども、そういう方のためにも、やはりしっかりエンディングサポートの相談窓口とか、電話対応のできる職員というか、コーディネートしてくれる部署、こちらのほうもちゃんと考えていただきたいなど。この人に言うたら分かるんやよというような、やっぱそういうちょっと法律的なこともかなりあります。そういうこともちゃんと分かって対応していただきたいと思います。

次、防災を進める中で当町の取組はということで、次の通告を、用意したものをお願いします。

県のおかやま防災力パワーアップ補助金の対象が拡充、かなりされてたと聞きました。当町の利用状況はどうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えします。

当町では、次の事業をパワーアップ補助金対象事業として予算化し、進めているところでございます。1つ目としまして、自主防災組織による避難路整備支援事業、2つ目として、避難誘導看板設置事業、3つ目として、ブロック塀の撤去等耐震化促進事業、4つ目といたしまして、家具類等転倒防止対策支援事業、5つ目としまして、感震ブレーカー設置事業、6つ目としまして、防災資機材整備事業、これにつきましては、災害時に備え、トイレセット、簡易トイレと簡易テントになりますが、それと処理剤を整備するものでございます。以上の6点につ

いて実施しているところでございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 最初の5つは従来、たしか使っていたものと思うんですけど、最後の防災資機材、説明のとおり簡易トイレと簡易テントと処理剤ということですが、この防災資材の整備事業で新たに増やしたものの内容と量、それとどこに保管されているか、保管する予定か分かりますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） これは今年度予算で、今から整備するものでございますので、これからになりますが、事業費予算額としましては476万2,000円を予定してございます。その主な配置場所ですけれども、基本的には基幹となる避難所が中心となって整備する予定としてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） トイレ、絶対大事なので、本当に整備していただくのは必須なんですけど、これは通告もしてるんですけども、拡充対象にドローンの購入や操縦資格取得の費用、井戸の整備なども拡充されてるんです。もう締切り過ぎてしまったんで、今年度は、多分今の6つなんで、してないと思うんですけど、こちらの部分を強化するというような町の対策とかがありますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

和歌山県では、ドローンの購入費や操縦技能等の習得に要する費用等を補助対象とする、ドローンを活用した防災・減災対策補助金を創設しております。これは令和6年5月29日の施行となってございます。

本町では、現在の整備状況でございますけれども、令和4年度にドローンを1台購入しており、これまでの実績といたしましては、火災現場、それから工事用地の空撮、広報用写真の撮影等を行っております。

また、ドローン操縦者につきましては、国交省に操縦者として9名を登録してございます。

また、今年度消防においてドローンを新たに1台導入予定でございます。

そして、操縦者の養成につきましても、今後進めていく予定としてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 井戸の整備についてお伺いしたいんですけど、町内、現在井戸の状況、もちろん場所もそうなんですけど、何か所ぐらいかとか、それは使用できるのか、できないのか、使用しているか、それについて町は把握してるんでしょうか。お願いします。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 町内の井戸の状況でございます。

これは10年以上前の調査の実績になりますが、井戸といたしまして把握してございますのが、全体で311基ございます。そのうち、未利用であったり使用不能である井戸もございまして、使用不能としてその中で28基が不能ということになってございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 10年前の実績ということなんで、多分県が井戸の、防災を井戸に使うということで各自治体に調査要請したときがあると聞いております。そのときの取りまとめた資料なんではないだろうかと思うんですが、10年以上それから進展がないと考えますが、でも県下の各自治体、結構この災害時協力井戸登録、これを行ってるんです。もちろん相手は民間のところというか、一般の方が多いんですけど、その中で印南が県下で初めて災害時協力井戸支援補助金制度を2024年3月に発表しております。大体が電動のくみ上げ式ポンプになってるんですが、この補助金に関しては、手押し式ポンプの設置と水質検査の費用を補助するというものです。その前からここには災害時の協力井戸が19か所あったんですが、ほとんどが電気ということで、今回この補助を使って停電時でも活用できる手押しポンプの交換を促すという、それとともにやっぱ補助金を使って、今までは登録に至ってないけれども、登録して、こちらが費用を出しますのでっていう狙いもあると思うんですよ。

この各自治体が井戸を防災対策にと組み入れているのか、当町でも町民に協力を仰いで、災害時には災害時協力井戸登録をして、お願いして、制度の整備や印南のように必要性を考えて補助もしくは水の確保、これ一つの、それこそツールやと思うんですけど、現状をしっかり把握してほしいと思うんですよ。その点についてはどうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、井戸の整備に関する補助金でございますけども、これは先ほど議員からも御紹介がございました、わかやま防災力パワーアップ補助金の中に、地域防災拠点等施設整備、このメニューの一つといたしまして、災害時の生活用水のための井戸の整備という、これに要する費用が補助対象とされてございます。補助対象の代表的な事例としましては、井戸の整備費、それから民間井戸の水質検査費用が挙げられております。現在、町のほうでは、個人所有の井戸に関する水質検査費用などの補助は行ってはございませんけども、自主防災組織において、地区の井戸を災害時に活用する目的であれば、くみ上げポンプの購入費用等は補助対象としておるところでございます。

それと、井戸の調査がちょっと現時点で把握しているのが10年以上前のものでございまして、これは御指摘のとおり更新が必要と町のほうでも考えてございます。今後、改めて井戸の状況を整理して、その中で災害時の生活用水の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 自主防に補助しているから、自主防のほうでちゃんと申請して、補助対象になってるから申請して使ってくださいよっていうことやと思うんですけど、それであるならば、本当に町が、本当に使える、役に立つ井戸を把握してないと、区任せというか自主防災任

せで、そこだけは知ってるということになりますので、やっぱり総合的に使えるものを把握した上で対応すべきやと思うんで、今その10年前のデータっていうので、今回からはもうしっかり、実際どこが使えるのか、区でどれだけ皆が管理しているのかもちゃんと調べていただいて、実際災害時には使えるものを、やっぱり町も把握してるっていうことにさせていただきたいと思います。

次に、以前紀宝町で蓄電式の避難誘導灯の設置というのをこれは報道で知ったんですけども、これは避難所に行く道しるべ、つまり現代版の稲むらの火やと、真っ暗な空間に、避難所へ行くため、困難であるということは、もうこれは想像ができます。そういうときに、通常は防犯灯、この蓄電設備はふだんは防犯灯にも使えるんで、減災力補助金などでこれは設置したようです。こういう取組は当町でもできると思うんですけども、設置実績とかありますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 手元の資料で、今避難誘導灯に関する設置実績のものがございませんので、それに関してはまた後ほど、もし資料があれば御紹介させていただきます。

そして、避難誘導灯ですけども、本町で設置したというものではございませんので、自主防災組織がこれを整備する際に当町から補助金を、2分の1になりますが、施工費の2分の1を、原材料費は10分の10ということで補助させていただいております。

これまでの実績につきましては、太陽光パネルにより蓄電して、夜間停電時でも点灯する避難誘導灯ということで整備いただいているところでございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） これもそれぞれの自主防災のほうでちゃんとやってるやると、避難路整備は。はい、私もちょっと小坂山でよく見かけるんですけど、階段の上がるところに蓄電器、太陽光パネルの小っさいのがついた蓄電式のがついております。もちろん、そういうことはもう大事なんですけど、その中核避難所やタワーの周辺などに行く道路に埋め込み型の誘導灯、これは必要やと思うんですけど、これは夜の検証がないとちょっと、私もここで想像を巡らせて必要や必要や言うても何か説得力がないんですけど、この夜間実施するような訓練、これは町長も考えていただいているというような一般質問の答弁も過去にいただいております。この必要性を鑑みて、検証して、やはり要るか要らんかっていうのも考えていただきたいんですけども、そういう点についてはどうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 避難誘導灯ですけども、当町でもその必要性については把握してございまして、先ほど御紹介のありました紀宝町にも出向きまして、どのようなものが整備されているかというのを視察してございます。紀宝町の場合は、平常時商用電源で電力を供給、非常時には内蔵された蓄電池から電力を供給するという方式でございました。当町としては、その太陽光発電による蓄電方式のほうが、当町の整備するものとしてふさわしいのではないかとということで現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 検討を行ってるということで、ちょっと一安心なんですけど、私なんて近くに築地の今度避難タワーができます。そこを何かやっぱり今の時間って結構明るいんですけど、7時以降になって真っ暗になって、停電になったときのことをイメージするんですね。タワーはちゃんとぴかぴかしてるんか、ちゃんとそこは分かると思うんですけど、そこへ行くまでの道が真っ暗な中で、特に観光客とか、ふだん私らは逃げるんやったらもう懐中電池とか持って出かけられると思うんですけども、やはりそういうものを持ってない状態のときに起こったときの、やはりそこへ行く、タワーへ行くまで、避難所に行くまでの手だてっていうのも少し考えていただいたらなと。私が言うまでもなく、紀宝町にも見学に行ってるものがあるということなんで、安心しました。そちらのほうの、進めていただいたらと思います。

次に、耐震化向上のためのことなんですけど、当町の耐震化率を教えてください。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 町内の住宅の耐震化率ということでよろしいでしょうか。

2018年度の推計値を基に算出した耐震化率となります。約61%となっております。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 私がネット、これもネットばかりでごめんなさいね、調べたんですけど、県の耐震化率が83%、これからちょっと耐震化率の補助を上げた田辺市が74%、それよりもはるかに下が当町の耐震化率ですね。昨年度の耐震改修補助の実績、これは少なくとも不用額も多かったということで議場でも質疑になっておりますが、今年輪島で起こったこの悲劇を教訓として、やはり家屋倒壊による圧死、これがもう死亡率の原因第1位になっておりますので、このことを防ぐためにも、一件でも多い耐震化を考えてもらう上で、田辺市、今年は116万円から150万円に上限を引き上げております。新宮市は何か上乘せということで、この補助上限の引上げをお願いして、とにかく1件でも耐震化を進めていただきたいというのがあるんですけど、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 今、御紹介のありましたその新宮市は、一定の条件ございますけども、市の負担で補助額を最大30万円上乘せするという事で事業を進められております。また、田辺市につきましても、今年度より補助上限を引き上げるということで、両市にお伺いしたところ、今年度の予定件数に既に達しているということでお伺いしております。

当町では、今年度になります。先ほどございました能登半島地震、この影響が顕著に表れておまして、今年度では、例年の申請件数を大幅に超える申請件数となっております。

その補助率の上乗せということですが、一概に補助がつくのを上乘せをしているからその実施件数が多いとか、自己負担の方が多いと言えるわけではないということで考えてございますけども、一定程度補助額上乘せの効果はあるものと推察されますので、今後施策を進めていく中で検討していきたいと考えてございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 田辺市も国の補助プラス自分とこの持ち出し、結構、だから当町でももし補助率を上げるんやったら持ち出しになるとは思いますが、今年に至ってはもう、やはり能登半島の地震があつて、やはりもうそれで危機感もあつて増えてると思う。これ、喉元過ぎれば、やはり時間がたてば多分昨年度の数字に近づくとおもうんですよ。金額じゃないんやとはおっしゃってましたけど、私自身がもし考えて、30万円、40万円、ちょっとでも補助があつて、その部分を、自分自身が出さなあかんお金が少しでも軽減されるならば、ぜひ使わせてもらつてやりたいと、やっぱ考えるぐらいの金額やおもうんですよ、今回田辺が上がった金額に関しても。やっぱその耐震化に対するこの機運が高まっている今やからこそ、1件でも実績につながるようにぜひ検討をお願いしたいと思います。そちらのほうは、前向きにとおっしゃっていただきましたので、そのまま検討していただきたいとおもういます。

次に、ブロック塀等の撤去推進の取組、これは進んでいるのでしょうか。前回議場で避難路を断たれる支障のあるブロックなどは地域の協力も得て所有者と交渉してはどうでしょうかとお願ひしたのですが、あの一般質問の後に当町より補助率の低い串本町でこの事業が本当にたくさん使われていると聞きました。地元業者が熱心に営業しているようで、どんどん声がけして仕事を受けるんで進んでるんですっていうことなんですけど、それをうちの地元の業者に私とか町が促すわけにもいきませんけれども、この昨年度の不用額を見ても、やはりこのブロック塀の補助も進んでないようにおもうんですが、どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 御指摘のとおり、ブロック塀の取壊しの補助金に関しては、あまり実績が出てございません。これにつきましては、串本町の場合は企業努力の一つとして事業者さんが取組をされているということも考えられますけども、当町ではそれをするということにはいきませんので、どのようなことが効果的か検証して、今後とも検討を続けたいと考えてございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ほんまにそのとおりなんで、ただ前回のこの一般質問の議場でも、職員が一生懸命、ここ危ないんやよっていうことで所有者に当たったり、そこが空き家の場合も多いんですけども、交渉は重ねているというような答弁いただきました。もうここはどうしても危ないんやよ、倒したいんやよっていうようなところあるとおもうんですよ、地域で。やはりそのときも言うたんですけど、それこそ自主防災、地域の役員さんの力もお借りして、そのポイントポイント一つで絞って解決を一個一個してかんと、なかなか解決しやんようにおもういます。ぜひ、それをやっぱりしてもらわんと、やっぱりこの事業をする意味と、やはりこの避難路を使えなくなるっていう、この災害時のことを考えますと、どんどんそちらのほうも、やはり職員も大変でしょうが、進めていただきたいとおもういます。ぜひ、地域の協力を得ていただけたらとおもういます。

次にですけど、備蓄の件です。

備蓄の入替えっていうのは、これは数も多く、その数の管理と消費期限の管理などが大変やと思うんですけども、私などは訓練に参加したりすると期限近い備蓄品をいただいて帰ったりして、食べてみたりするんですけども、これ、防災の日とか津波の日に学校とか介護施設で利用していただいたりすることで自己啓発にならないでしょうか。どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

賞味期限が迫った備蓄食糧についてでございます。

先ほど議員から御紹介ありましたけども、防災訓練であったり、それから各種イベントの際に期限の迫ったものにつきましては参加者の方に配布していただいて、実際に食べていただくなどして啓発に努めているところでございます。また、飲料水につきましても配布するほか、生活用水として保管する場合がありますが、できるだけ無駄にならないように工夫しているところでございます。

今、御提案のありました学校施設、それから介護施設でございますけども、これ、御利用いただけるかどうかというところの確認ができておりませんので、また今後、そのあたり、利用の可否について確認等してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 備蓄っていったらどうしても食料になるんですけど、そのほか、毛布とか紙類、テントとかいろいろあると思うんですけど、私、この間新聞報道で毛布も消費期限があると知りました。大阪などは、ほんまに大都市、大きいんで何万っていう毛布を処理せなあかん状態、入れ替えなあかん状態なんですけど、町の備蓄毛布はどれぐらいありますか。それと、どれぐらいたってますか。更新という予定はあるんでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 毛布の備蓄数量でございます。現在、1,866枚の備蓄となっております。そして、その買換え、使用期限ということでございますけども、使用していなくてもおむね10年程度での買換えが推奨されているところでございます。ただ、今のところ備蓄毛布の更新につきましては予定はしておりません。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 紙製品や電気機器、蓄電池、発電機、私は前、プールの水を飲料水に変える機械っていうのも訓練のときに一緒に使った覚えがあるんですけど、もう多方面にわたると思います。いざというときに、これ、使えるか使えないかというような管理はされていますか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 賞味期限のある食料の備蓄もございまして、そういった際には他の備蓄品の状況なども確認して、いざというときには使えるよう保管したいというふうに考えて

ございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 先ほど言いましたテントの備蓄、あったと思うんですけど、実際訓練などはできていますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） テントにつきましては、現在町全体で500張りの備蓄を行っております。今年、6月2日、つい先日でございますけども、市野々地区での土砂災害防災訓練というものを実施いたしました。その際には、テントをはじめといたしまして、段ボールベッド、それからパーティションなどを訓練参加者の方に実際に触れていただいて、いざというときに御自身で準備することができるよう啓発に努めてございます。また、ほかの地区でも自主防災組織が主体となって、津波避難訓練の際にテント設営の訓練を実施していただいているという事例もございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 以前の質問でそういう備蓄品ですね、分散備蓄っていうのをお願いしてるんですけど、やはり道路の寸断とか、そこの保管場所の被害とかを考えると、やはりリスクを分散しとくほうがいいと思う。それはできてますでしょうか。

○副議長（城本和男君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 現在、その物資の備蓄についてでございますけども、やはり地震、津波による道路の寸断ということも考慮いたしまして分散備蓄に努めているところでございます。食糧、飲料水につきましては、町内の中核避難所をはじめとする公共施設など20か所以上に分散させております。また、毛布や簡易トイレなどは津波避難タワーの避難ステージにも保管しております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 津波避難タワーの上に上がれば多分津波警報が発令されて解除されるまで半日、早くても半日、もしかしたら1日おらなあかんようなところですよ。毛布とか、さっき言うた簡易トイレなんかの備蓄もそこにされているということなので、ちょっと安心しました。

防災に関しては、考える全てのことを想像し、想定して、それでもここまでしたんやっていう安心感ってのはなかなか持てなく、終わらないと思います。これ、他町の取組なんですけど、上富田町は、地元スーパーと発災時に備えておく品数などを店舗と具体的に決めて、自治体でそろえなければならぬ3日分の一部、水と紙類でしたね、挙げてたのは。流通備蓄というシステムを取り入れて、これはこの3月から始めてるそうです。ですから、そのスーパーはそれを持っていて、使わなければ売っていく。でも、常にその備蓄をちゃんと確保してる。場所も確保され、節約できますし、消費期限の管理っていうことにも解放されます。こういう他町の、これは和歌山県下で初めてらしいんですけど、これ、有効なものであれば当町に

もどんどん取り入れる。実際そうしていただいているとは思いますが、ぜひ他自治体の取組やらアイデアを取り入れて、どんどんこの防災備蓄、大変ですけど、進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（城本和男君） 5番藤社議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時38分 休憩

14時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（城本和男君） 再開します。

次に、11番勝山議員の一般質問を許可します。

11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

先月なんですけども、私が住んでいる地区の溝の掃除が行われました。私もほんの少しですけどもお手伝いさせてもらいました。近所に大きな空き地があるんですけども、その周りには溝がありまして、所有者が地元の方ではないために、近所の方々が蓋を上げ、土砂の撤去を行い、放水して清掃を行っていました。ホースはすごい水圧がかかると非常に重くて、私はホースを移動させる力もなく、ほとんど役に立ちませんでした。また、高齢者の方がホースに引っかかり、つまづいている人もいました。空き地以外にも、空き家も増えてきております。溝は詰まっていると本来の排水ができない、そういうために、1か所飛ばして掃除するっていうことも意味がありません。少子・高齢化が進む中で、各地域で若い方がいらっしゃる地域は自力で行えますが、ほとんどの地域では大変になってくるかと思われまます。

そこで、まず現在の各区における清掃状況と、町としてのどのような支援を行っているのかお聞かせください。

○副議長（城本和男君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

区内一斉清掃の支援策ということですけども、現在町道維持補修補助金というものがございます。自治区等が実施する側溝清掃に伴う土砂運搬費用については、運搬車の借上料、上限2万1,000円の補助と、区が作業員の補助として業者に依頼した場合、補助率2分の1、上限5万円の補助、そしてコンクリート蓋等の蓋上げ機の貸出しも行っております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 現在の町の支援状況は分かりました。

この清掃作業については、重労働で、どこの地域でもかなり苦勞されていると思います。また、今後空き家も増加していくでしょうし、高齢化により作業に参加される方々はどんどん少

なくなっており、住民にかかる負担はさらに重くのしかかってくると思います。

当局として各地域での現状は把握されているのか、また近隣市町ではどのような支援が行われているのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（城本和男君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

現状を把握されているのか、また近隣市町ではどのような支援が行われているのかということですが、まず町内、各地域での側溝清掃作業につきまして、地域により高齢化や人口減による側溝蓋が上げられず、清掃できない箇所について、地元区長や住民の方々から相談に来られるときがあります。その場合、職員が現地を調査し、確認し、町で対応させていただいております。そして、現在の状況把握のため、昨年度において町内各区に側溝清掃に関わるアンケート調査を行っております。その結果につきましては、大半は高齢化による人手不足、蓋上げ作業が重くて大変だという御意見でした。

そして、近隣市町での支援策ということですが、まず側溝の堆積土砂の調査を行い、堆積がひどい箇所については、町内会と協議の上、蓋の上げ下げと側溝清掃後の土砂の回収を行っているところもございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 各地域での作業について、高齢化により困っているのは当局でも把握させていただいているので、分かりました。本当にこの問題というのは、私の、各地域に訪ねたときによく、何とかならないかとか、人手が足りないよとか、若い人おらへんのやっ、もう大変なんやっという意見をお聞きします。住民にとって切実な問題なんだと感じております。

こういう状況を踏まえ、今後当局としてはどのような支援ができるか、もう一度踏み込んだ支援策ができないかお聞かせください。

○副議長（城本和男君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

まず、支援策、今もう現状あるんですけども、今年の4月に各区にこういう支援策もあるよってことは一応通知させていただいてはおるんですが、まだ周知がちょっとし切れていないというのが現状だと思います。そうして、そういうことも含めた現在の維持補修補助をちゃんと活用していただくために、再度の各区に周知をしたいと思います。そして、各区でのアンケート調査をもう一度確認しまして、各区のニーズも伺いながら、今後どのような支援ができるか検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 高齢化による地域の環境維持には人手と資金が必要です。

その点について、町長の意見を聞かせていただけますか。よろしくお願いします。

○副議長（城本和男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 地域の生活道であったり、側溝とかあったり、そういったものの作業が高齢化が進んで大変だということは、各区の区長さん方からも絶えずお聞きしているところがございます。それを全部町がするとなると、とてもじゃないですけど、なかなか対応し切れないうことがございますが、今建設課長が申し上げたような補助制度も周知をした上で、さらになんといったものができるかどうかってなことで、なるべく困っているところを支援できるような形で考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 今後も問題を把握していただきながら、さらなる支援の拡充をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問にさせていただきたいと思えます。

窓口係の声がよく聞こえない、大きな声で話して個人情報を知られたくないなど、聞こえない不安がある方が安心して手続を行えて、話が聞こえやすくなるように軟骨伝導イヤホンを窓口を導入してもらいたいと提案します。

人が音を聞く経路は、これまで空気を通じて聞こえる気導っていうのと、骨を振動させて聞く骨伝導しか知られていませんでした。耳の穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれる、それが軟骨伝導と言われています。軟骨伝導イヤホンは、通常の気道イヤホンのように耳を塞がないために周囲の音も聞こえます。使い方は、集音器とコードでつながったイヤホンを耳のくぼみにつけて使います。附属の集音器が職員の声拾って、イヤホンを通じて相談者にはっきり届く。イヤホン部分には凹凸がないために消毒がしやすくなっています。ある役所の担当者は、不特定多数の人が利用するために清潔に使えることも導入の決め手だったと言われております。

老眼鏡が窓口に置かれていて、手軽に使われているように、軟骨伝導イヤホンも同じように使ってもらいたいのですが、この点どうでしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

窓口用の軟骨伝導イヤホンの設置ということでございます。

先ほど、この軟骨伝導イヤホンにつきましては議員に詳しく説明いただきまして、このイヤホン等は大きな声での対応が必要なく、プライバシーを保てるのが特徴かと考えております。やはり、役場窓口に来られる高齢の方等で耳の不自由な方もいらっしゃいます。今後、高齢化率が上がって行って、団塊の世代の方がより高齢になっていくこと、そういったことを考えますと、利用者の利便性のため、窓口での設置を進めるよう検討をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 全国的にも役所や金融機関の窓口でも導入が増えてきております。本町

でもぜひとも早急の導入をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 窓口用を設置というものを進めていきたいというふうに考えておりますが、一方で、今回福祉課内でこのことについても何度か協議したわけでございます。そういった中で、ケアマネだったり介護認定調査員が利用者さん宅へ出向いて行って、高齢の方と直接お話をするわけでございます。相手の方がこちらの話を聞き取れなくて御苦労をおかけする場合がございます。利用者さんの利便性を考えますと、調査時におきましても、そしてまたこちらも助かります。コミュニケーションが取れる、できるツールとしまして、併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） よろしくお願ひいたします。

すいません、そしたら次の質問に行かせていただきたいと思ひます。

令和6年1月1日に、那智勝浦町成年後見制度中核機関、後見なちかつが福祉課に設置されたとお聞きしました。成年後見制度中核機関を調べてみると、権利、養護を必要とする方が、どの地域においても適切な支援へとつなげるため、保健・医療・福祉及び市報を含めた専門機関と本人を後見人と共に支えるチームによる地域連携ネットワークの中核となる機関と書かれてありました。

質問ですが、後見なちかつとは何をするとおころですか。また、地域の方にどのようなメリットがありますか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

まず、成年後見制度の中核機関、後見なちかつとはでございます。

認知症であるとか、障害のある方、将来に不安を感じる方をサポートする相談窓口で、成年後見制度を含めまして、社協でも以前から実施している権利擁護支援っていうのもあるんですけども、そういったことに対しまして適切に支援を提案して、利用できるようサポートしていくものでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） すいません、成年後見制度とは何でしょうか。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

成年後見制度でございますけども、家庭裁判所によって選任された後見人、認知症などで判断能力が不十分になった方の財産を保護するための制度でございます。具体的には、通帳管理であるとか、各種契約であるとか、施設の入所、そういったことを本人に代わって手続等々をするというものでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） すいません、そしたら権利擁護支援の相談窓口についても教えていただきたいんですけども、お願いします。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 権利擁護支援につきましては、今回後見なちかつがつというものを設置しておくわけですけども、以前から権利擁護の相談は福祉課のほうで受けてございます。今回、令和6年4月1日より後見なちかつがつとして冠をつけたわけでございますけども、そういったしまして取組強化に努めるものでございまして、したがって、双方とも基本的には同様の相談窓口ということでございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 本町で取り組まれている後見なちかつがつについてはよく分かりました。障害や認知症があっても当たり前の暮らしができるよう、今後ともサポートをお願いいたします。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

町内の身体障害者手帳をお持ちの方、ちなみにですけども、4月現在で1,134名おられます、また独居老人も6月現在2,250名おられます。今後、人口は減少していくんですけども、やはり支援の必要な方っていうのはしばらく増加していくものと考えております。

また、この後見なちかつの業務につきましては、設置の同時期から一部業務を社会福祉協議会へ委託しております。協力体制の強化に努めているところです。

また、一方で福祉課には生活支援コーディネーターを配置しておりまして、これが地域支え合い推進員とも言うんですけども、高齢者の生活支援や介護予防の推進を目的として、地域の調整役を担うものでございます。こちらも実は令和5年度より一部社協へ委託しており、連携強化に努めておりまして、こういった連携でアンテナを広く張りまして、住民で注意が必要な方、そういった方の情報収集に努めて、支援の必要な方の早期発見、相談だけじゃなくて、早期発見にもつなげていけるものと考えております。

不安を感じている方が一人でも多く安心して暮らせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございます。

続きまして、今の後見なちかつに踏まえまして、ちょっと質問をこれからまた、重層的支援体制っていうことをちょっと質問させていただきたいんですけども、本町でも、先ほども言われておりましたが、少子・高齢化、人口減少が進んでいます。個人や家族が抱える生きづ

らさやリスクが複雑化、多様化して、80代の親が50代の中高年の子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化しております。こうした課題は、従来の介護、障害、子育て制度、分野ごとでは対応するのは難しいため、社会的福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。そのことを受け、令和3年4月1日に次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が設立されました。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は、高齢者、障害者、子供といった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めますっていう、そういうことで、例えば高齢者の窓口で介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談してくると、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることなく受け止めて必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、ほかの分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につなげられないことも多々あります。そうした場合も、伴走型で、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐしながら、粘り強く支援につなげていくことも期待されております。

2つ目としましては、地域につなぎ戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人にあった場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいために、地域の就労支援施設で障害のある方々と一緒に農作業したりするといった支援も想定されております。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することが参加型支援です。

そして、3つ目が、地域づくりに向けた支援です。子供食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援と福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ私たち公明党が長年推進してきた断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しております。

そこで、以下のことを具体的に質問したいと思います。

本町として積極的に取り組んでいくことが必要と考えられますが、どう取り組むか、お考えありましたらお伺いしたいと思います。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

重層的支援体制整備事業、3つの柱があるということで、その3つの支援についてでございます。

まず、1つ目の包括的な相談支援についてでございます。

福祉課では様々な課題を持つ方の相談やハプニング等が日々発生し、時には対応に苦慮する場合がございます。縦割りではない包括的な相談体制を構築することは確かに大切であるかと思えます。ただ、本町、現状ですけれども、小さな町でございまして、福祉課の中に高齢者支援係、地域包括支援センター、生活障害支援係、すぐ隣にこども未来課がございます。相談事や課題の発生など、即座に連携いたしまして、ケース会議を行うなど密な対応に努めております。また、必要な場合には本人に寄り添い、つながりを持ち続け、関わっているのが現状でございます。

一方で、先ほどの質問と重複いたしますけれども、後見なちかつの設置であるとか、生活支援コーディネーターの配置、そういったことについて社協とも協力体制を取っております。今後、そういったことの連携強化により一層努めてまいりたいと考えてございます。

そして次に、地域につなぎ戻していくための参加の支援ということでございます。

これは、支援の必要な方のニーズをアセスメントした上で、社会とのつながりをつくるための支援を行っていくものであります。例えばですけれども、障害の区分認定を受けられている方は障害福祉サービスに就労支援サービス、そういったものがございます。そうでないはざまの方については、そういった支援サービスがございませんので、今後の課題かと考えております。

3つ目の地域づくりに向けた支援についてであります。

これは、住民同士の顔の見える関係性の支援ということでございます。現状、福祉課では通いの場の推進に取り組んでおります。本町の通いの場の数は、いきいきサロンとか老人クラブも含めてでございますけれども、5年度末で55か所あります。年々増加傾向にあります。引き続きサポートなど推進してまいりたいと考えております。一方で、福祉課では体操教室等の充実に取り組んでおり、いつも参加していただいている方については、自立して継続してもらような方法についても検討しているところでございます。ただ、生活困窮者に対する居場所づくりという意味では、まだ今後の課題であると考えてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） この新たな事業の成否を左右するのは、支援を担う人材だと思います。

人材の育成、確保、専門性の向上、処遇改善を図りながら、支援者を孤立させない、バーンアウトさせない取組が必要ですが、本町としてどう取り組んでいくか、お考えをまた聞かせていただきたいと思えます。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですけども、福祉課では日々の地域課題の対応に苦慮する場合がございます。現状、福祉課職員が一丸となって取り組んでいる状況であります。今後、人口は減少していくんですけども、障害者や独居老人などの支援の必要な方はしばらく増加していくものと考えております。そのような中で、支援の必要な方に適切に対応できるコーディネーター役として、社会福祉士であったり、保健師であったり、介護支援専門員等の資格を持った方の役割が今後一層重要になってくるものと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） いきなり3つの支援を一体として行う重層的支援体制事業に取り組めないとしても、8050問題やダブルケアなど、既存の相談窓口だけでは対応するのに苦慮するケースは本町においてもあるかと思われます。こうした問題を放置しては地域共生社会の実現はままなりません。ぜひとも、3つの支援のうち、できるところからでも取り組んでいくべきと考えますが、再度当局の見解をお伺いします。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。

先ほどとまた重複いたしますが、現状福祉課では職員が一丸となって相談対応等頑張っており、取り組んでくれております。現状では社協との連携などを進めているわけですが、今後団塊の世代の方が、これから超高齢になってくるなど、今後一層の体制ですね、重層的支援体制の強化が重要と考えております。相談支援業務の連携強化ということでございます。一方で、現状福祉課へ、社会福祉協議会から専門職が配置、派遣されておりますけども、人材不足になりつつありますので、そういった体制づくりのためにも、今後は専門人材の確保に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） 事業の実施に向けて、もう大変なことやと思いますけども、前向きな取組をしていただけるようお願いしたいと思います。

○副議長（城本和男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 重層的支援体制整備事業、様々なメニューがございますが、今後の複雑化する社会に向けて、まずは相談支援体制、こちらのほうをより一層連携強化に努めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ありがとうございました。

以上で5番勝山則子の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（城本和男君） 11番勝山議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（城本和男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。  
延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時19分 延会